

2019

6

JUNE

Vol.77

Produce by
Osaka Circular Resource Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社 総環

特集

大阪府北部地震及び平成30年9月台風21号等に
伴い発生した災害廃棄物の処理の協力について
(実施結果報告)



OSK

公益社団法人 | 大阪府産業資源循環協会

廃棄物 管理士 講習会

最新の
法令改正に
対応!

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

開催期日

	開催期日	受講日数	定員
2019年	7月12日(金)	1日	100名
	8月21日(水)	1日	100名
	10月4日(金)	1日	100名
	11月8日(金)	1日	100名
2020年	1月29日(水)	1日	100名
	3月19日(木)	1日	100名

受講料

12,000円(資料代/消費税込み)

開催場所

天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL: 06-6354-1927



受講のメリット

- 1) 本講習会の修了者には、公益社団法人大阪府産業資源循環協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。
- 2) 本講習会の修了者は、都市圏型社会形成推進条例に基づく「産業廃棄物管理責任者」等として従事することが可能になります。
- 3) 本講習会の修了証は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証書として、ご利用いただけます(法人の場合は、原則として役員等が修了したものが対象です)。
- 4) 本講習会の受講者は、継続学習制度(CPDS)を利用することにより、多くの行政機関等でCPDSの点数(7ユニット)が行政手続きの技術評価項目としてご利用いただけます。

C O N T E N T S

特集●大阪府北部地震及び平成30年9月台風21号等に伴い発生した 災害廃棄物の処理の協力について（実施結果報告）	2
行政情報●	10
<ul style="list-style-type: none"> ●塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について （平成31年2月26日環循規発第1902263号・環循施発第1902261号） ●「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領」 における都道府県及び政令市固有番号の追加について （平成31年3月5日環循規発第1903053号） ●タンク内清掃作業に係る安全衛生対策について （平成31年3月18日大労発基0318第3号） ●低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について （平成31年3月28日環循規発第1903283号・環循施発第1903281号） ●産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について （平成31年3月29日環循規発第1903293号） ●廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について （令和元年5月20日環循適発第1905201号・環循規発第1905201号） ●香港向け液晶モニター等電気・電子機器の輸出について （平成31年4月12日経済産業省・環境省注意喚起） ●産業廃棄物管理票（マニフェスト）における年月日の記載方法について （平成31年4月19日環境省事務連絡） ●フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出・抑制法）の 一部を改正する法律案の概要 ●船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案（シップリサイクル法案）の概要 ●「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」のご案内 	
事業報告●	28
廃棄物処理先進事例調査●	30
<ul style="list-style-type: none"> ●第29回 竹の総合利活用と高付加価値化を目指すビジネスモデル バンブーフロンティア株式会社／バンブーマテリアル株式会社／ バンブーエナジー株式会社 	
事業案内●	42
新刊紹介●	44
会員紹介●株式会社 総環	46
バックナンバーのご案内●	51
<ul style="list-style-type: none"> ●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ 	
編集後記●	54

特集

大阪府北部地震及び平成30年9月台風21号等に伴い発生した災害廃棄物の処理の協力について (実施結果報告)

令和元年 6月

会 員 各 位

公益社団法人大阪府産業資源循環協会
会 長 片 淵 昭 人

大阪府北部地震及び台風21号等に伴い生じた災害廃棄物の処理に係る 関係市町村への協力について (実施結果報告とお礼)

平素から本会の事業運営にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、昨年6月18日に発生した大阪府北部地震及び9月4日に上陸した台風21号等に伴い生じた災害廃棄物につきまして、平成18年3月に大阪府との間で締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、以降、高槻市、茨木市、豊中市、摂津市、枚方市及び島本町から順次大阪府経由でその処理に係る協力依頼がございました。

これを受け、本会は、会員の皆様のご協力をいただきながら、試行錯誤の中、標記について迅速な処理と復旧に向け取り組んできたところであり、その経過状況は本誌におきましても適宜ご報告申し上げて参りました。

今年3月29日、茨木市に対する協力業務の終了をもちまして、上記全市町に対する協力業務が完了いたしましたので、その結果を以下のとおりご報告申し上げます。ご協力をいただいた会員におかれましては、この場をお借りし改めてお礼申し上げます。

また、他の会員におかれましても、今後到来するであろう大規模災害につきまして、当該災害廃棄物の処理に係る協力依頼が本会に対しございました場合には、何とぞ、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

被災市町村	高槻市	茨木市	豊中市	摂津市		枚方市		島本町	
災害事案	北部地震	北部地震	北部地震	北部地震	台風21号	北部地震	台風21号	台風21・24号	
府宛要請日	平30.7.20	平30.8.2	平30.8.9	平30.8.28	平30.11.19	平30.9.20	平31.1.10	平30.10.3	
府発依頼日	平30.7.20	平30.8.7	平30.8.14	平30.8.31	平30.12.7	平30.9.21	平31.1.16	平30.10.9	
協会社社選定 ^(※)	同市内所在会社	説明会参加北大阪支部管内所在会社	説明会参加北大阪支部管内所在会社	説明会参加北大阪支部管内所在会社	左記引継ぎ	説明会参加東大阪支部管内所在会社	左記引継ぎ	説明会参加北大阪支部管内所在会社	
契約期間	自	平30.7.24	平30.8.20	平30.10.2	平30.10.1	平31.1.16	平30.11.5	平31.2.19	平30.10.23
	至	平30.7.31	平31.3.31	平30.10.15	平30.10.15	平31.1.31	平30.11.30	平31.3.29	平30.11.30
契約概要	唐崎あさがお児童遊園から高槻クリーンセンターへのブロック類、瓦、ガラス・陶磁器類の収集・運搬業務	行程図①	行程図②	行程図③	行程図④	行程図⑤	行程図⑥	行程図⑦	
業務期間	自	平30.7.25	平30.8.20	平30.10.9	平30.10.5	平31.1.23	平30.11.12	平31.2.25	平30.10.24
	至	平30.7.25	平31.3.29	平30.10.12	平30.10.11	平31.1.25	平30.11.26	平31.2.27	平30.10.30
区分・種類別処理量	瓦	18.59トン	別表①	別表②	別表③	別表④	別表⑤	別表⑥	別表⑦
	がれき	7.15トン							
	陶器等	4.81トン							
費用	事業費	384,400円	136,239,271円	1,291,384円	1,804,640円	2,411,542円	3,152,906円	2,155,402円	4,105,280円
	事務費	19,220円	6,811,959円	64,569円	90,232円	120,577円	157,645円	107,770円	205,264円
	消費税	32,289円	11,444,094円	108,476円	151,589円	202,569円	264,844円	181,053円	344,843円
	高速料	-	2,413,950円	38,020円	18,840円	37,680円	90,040円	108,240円	46,120円
	計	435,909円	156,909,274円	1,502,449円	2,065,301円	2,772,368円	3,665,435円	2,552,465円	4,701,507円

(※) 平成29年8月8日から9月11日までの期間において本会が実施した「災害時の協力・支援体制整備のための施設等に関する調査(情報提供)」について(お願い)に回答のあった会員を対象としている。

高槻市/北部地震に係る災害廃棄物の運搬については対象となる会社が 櫛岩産業 と 櫛浜田 のみであったが、2社とも協力いただき無事終了している。
茨木市/北部地震に係る災害廃棄物の運搬については北大阪支部管内で協会社を十分に確保できなかったため隣接の東大阪支部管内で10トンダンプ車を最も多く保有する会社(1社)から応援を受けている。
処分については可能な限り災害廃棄物をリサイクルすることを前提として全災害事案を通じ支部管内を問わず各社個別に相談の上選定している。

行程図①(茨木市／北部地震)

茨木市環境衛生センター グラウンド

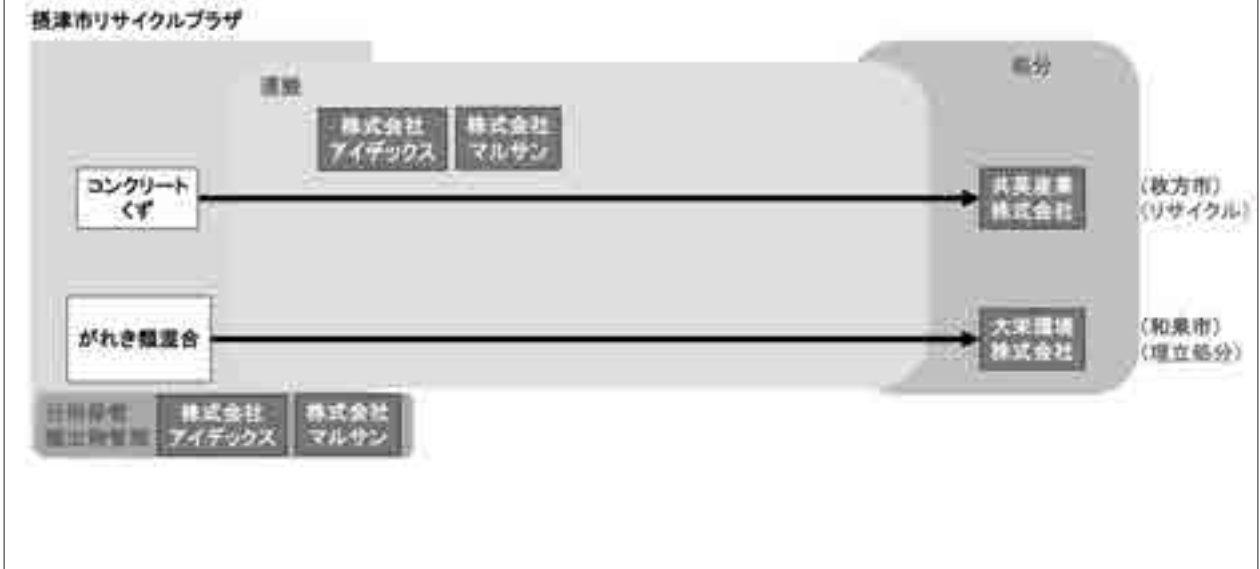


行程図②(豊中市／北部地震)

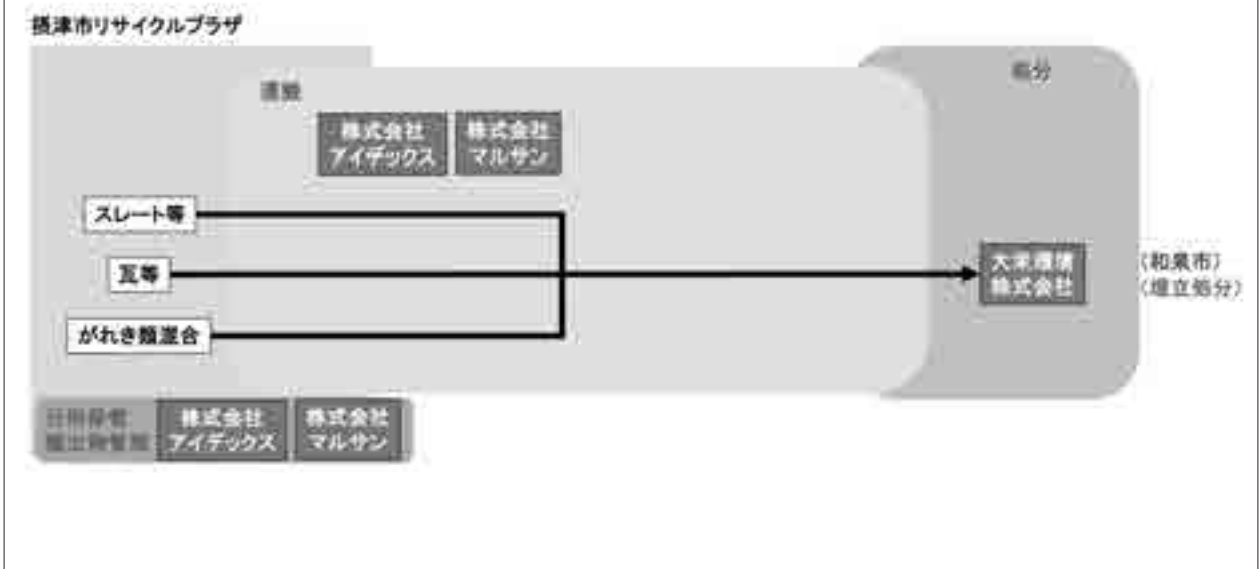
豊中市環境部旧北部事業所跡地



行程図③(摂津市／北部地震)



行程図④(摂津市／台風21号)



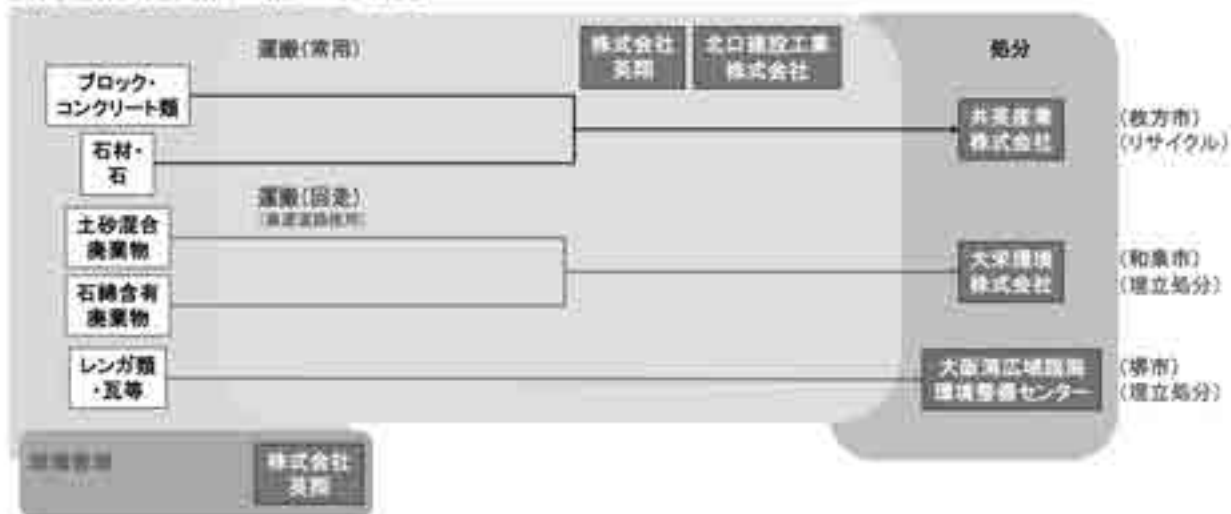
行程図⑤(枚方市／北部地震)

枚方市環境部日置河原池最終処分場跡地



行程図⑥(枚方市／台風21号)

枚方市環境部穂谷川清掃工場第2プラント跡地



行程図⑦(島本町／台風21・24号)

島本町役場中庭駐車場・島本町残土置場



別表①（茨木市／北部地震）

区分	種	類数	量	区分計
運搬	廃棄		8.33トン	7542.15トン
	木くず		66.17トン	
	レンガくず・廃瓦		3034.94トン	
	コンクリートくず		1654.18トン	
	石材・石くず		229.35トン	
	がれき類混合・がれき崩じり土砂		2366.52トン	
	砕取り土		182.66トン	
処分	廃棄（受託範囲外）		8.33トン	—
	木くず（受託範囲外）		66.17トン	
	レンガくず・廃瓦（受託範囲外）		3034.94トン	
	コンクリートくず		1654.18トン	
	石材・石くず		229.35トン	
	がれき類混合・がれき崩じり土砂		2366.52トン	
	砕取り土		182.66トン	
			4432.71トン	

別表②（豊中市／北部地震）

区分	種	類数	量	区分計
運搬	レンガくず・廃瓦		5.44トン	39.18トン
	コンクリートくず		8.77トン	
	石材・石くず		18.57トン	
	がれき類混合		6.4トン	
処分	レンガくず・廃瓦（受託範囲外）		5.44トン	—
	コンクリートくず		8.77トン	
	石材・石くず		18.57トン	
	がれき類混合		6.4トン	
			33.74トン	

別表③（摂津市／北部地震）

区分	種	類数	量	区分計
運搬	コンクリートくず		8.18トン	51.79トン
	がれき類混合		43.61トン	
処分	コンクリートくず		8.18トン	51.79トン
	がれき類混合		43.61トン	

別表④（摂津市／台風21号）

区分	種	類数	量	区分計
運搬	スレート等		25.99トン	81.76トン
	瓦等		44.39トン	
	がれき類混合		11.38トン	
処分	スレート等		25.99トン	81.76トン
	瓦等		44.39トン	
	がれき類混合		11.38トン	

別表⑤（枚方市／北部地震）

区分	種別	数量	区分計
運搬	レンガくず・廃瓦	15.16トン	126.00トン
	コンクリートくず	26.25トン	
	石材・石くず	16.03トン	
	がれき類混合・がれき混じり土砂	68.28トン	
	スレート・石綿含有成形板	0.28トン	
処分	レンガくず・廃瓦（発注範囲外）	15.16トン	110.84トン
	コンクリートくず	26.25トン	
	石材・石くず	16.03トン	
	がれき類混合・がれき混じり土砂	68.28トン	
	スレート・石綿含有成形板	0.28トン	

別表⑥（枚方市／台風21号）

区分	種別	数量	区分計
運搬	レンガ類・瓦等	84.04トン	141.22トン
	ブロック・コンクリート類	9.87トン	
	石材・石	3.56トン	
	土砂混合廃棄物	7.52トン	
	石綿含有廃棄物	36.23トン	
処分	レンガ類・瓦等（発注範囲外）	84.04トン	57.18トン
	ブロック・コンクリート類	9.87トン	
	石材・石	3.56トン	
	土砂混合廃棄物	7.52トン	
	石綿含有廃棄物	36.23トン	

別表⑦（島本町／台風21・24号）

区分	種別	数量	区分計
運搬	コンクリートガラ	6.16トン	76.58トン
	木くず（生木）	46.49トン	
	金属くず等混合物	4.9トン	
	廃プラその他不燃系破砕物	19.03トン	
処分	コンクリートガラ	6.16トン	76.58トン
	木くず（生木）	46.49トン	
	金属くず等混合物	4.9トン	
	廃プラその他不燃系破砕物	19.03トン	

運搬数量総計： 8058.68トン
 処分数量総計： 4844.60トン

労働災害防止計画推進標語

ヒヤリで済んだあの教訓
心に刻んで安全作業



公益社団法人 全国産業資源循環連合会

公益社団法人大阪府産業資源循環協会

行政情報

環循規発第1902263号
環循施発第1902261号
平成31年2月26日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の 処理責任について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

さて、塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下、「PCB特別措置法」という。）第3条第2項の規定により、所有事業者は、確実にポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「PCB使用製品」という。）を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去（以下「廃棄物」という。）するよう努めなければならない。廃棄等されて生じたポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）は、同条第1項の規定により、保管事業者が自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

このため、PCBを含有した塗膜（以下「PCB含有塗膜」という。）については、PCB使用製品であるPCB含有塗膜を有する施設を保有及び管理する者がその廃棄物等を行い、これによりPCB廃棄物となったPCB含有塗膜を自らの責任において確実かつ適正に処理するものと解すべきである。

これを踏まえ、とりわけPCB廃棄物の処理については、以下の理由により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第21条の3第1項において建設工事の元請業者を当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とする旨の規定は適用されないと解される。については、各都道府県・政令市におかれては、自ら保有及び管理する施設の塗膜の除去工事を実施する際及びPCB含有塗膜を有する施設を保有及び管理者等への指導を行う際には留意されたい。

- ・ PCB特別措置法第1条第2項によると、同法は特別法、廃棄物処理法は一般法の関係にあり、PCB特別措置法に規定している事柄に関しては、まず同法の規定が優先的に適用され、廃棄物処理法の規定はPCB特別措置法の規定に矛盾抵触しない範囲内でのみ補完的、二次的に適用されるのが原則であること
- ・ PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任に加え、これまで長期にわたり保管されてきたことによる環境の汚染等への懸念、処理技術の実用化等を踏まえ、PCB特別措置法に基づき、排出事業者に対して一定期間内の適正処理を行う義務を課していることを踏まえ、PCB含有塗膜の除去工事において、その元請業者に当該義務を課すことは同法の趣旨に反すること

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。
(以上)

ADMINISTRATION INFORMATION

環循規発第1903053号
平成31年3月5日

各都道府県・各政令市
産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長
(公印省略)

「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領」における都道府県及び政令市固有番号の追加について（通知）

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等については、平成30年3月30日付け環循規発第18033022号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知別添の「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領」（以下「要領」という。）に基づく付与手続を整理しているところである。

要領においては、許可番号等の付与における各都道府県及び各政令市の固有番号を定めているが、昨年10月に「地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令」（平成30年政令第304号）が公布され、平成31年4月1日付けで山形市、福井市、甲府市及び寝屋川市が中核市となり、新たに産業廃棄物行政を担うこととなった。

については、これらの市に対して以下のとおり政令市固有番号を付与するとともに、要領別紙1を別添のとおり改正し、平成31年4月1日付けで施行することとしたので通知する。

政令市名	政令市固有番号
山形市	130
福井市	131
甲府市	132
寝屋川市	133

行政情報

別紙 1

都道府県及び政令市の固有番号

都道府県名	都道府県固有番号	都道府県名	都道府県固有番号
北海道	001	滋賀県	025
青森県	002	京都府	026
岩手県	003	大阪府	027
宮城県	004	兵庫県	028
秋田県	005	奈良県	029
山形県	006	和歌山県	030
福島県	007	鳥取県	031
茨城県	008	島根県	032
栃木県	009	岡山県	033
群馬県	010	広島県	034
埼玉県	011	山口県	035
千葉県	012	徳島県	036
東京都	013	香川県	037
神奈川県	014	愛媛県	038
新潟県	015	高知県	039
富山県	016	福岡県	040
石川県	017	佐賀県	041
福井県	018	長崎県	042
山梨県	019	熊本県	043
長野県	020	大分県	044
岐阜県	021	宮崎県	045
静岡県	022	鹿児島県	046
愛知県	023	沖縄県	047
三重県	024		

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
名古屋市	064	西宮市	099
京都市	065	倉敷市	100
大阪市	066	さいたま市	101
堺市	067	奈良市	102
東大阪市	068	川越市	103
神戸市	069	船橋市	104
姫路市	070	岡崎市	105
尼崎市	071	高槻市	106
和歌山市	072	—	107
広島市	073	青森市	108
呉市	074	八王子市	109
下関市	075	盛岡市	110
北九州市	076	柏市	111
福岡市	077	久留米市	112
大牟田市	078	—	113
長崎市	079	前橋市	114
佐世保市	080	大津市	115
熊本市	081	高崎市	116
鹿児島市	082	—	117
岡山市	083	豊中市	118
宇都宮市	084	那覇市	119
富山市	085	枚方市	120
秋田市	086	越谷市	121
郡山市	087	八戸市	122
大分市	088	—	123
松山市	089	福島市	124
豊田市	090	川口市	125
福山市	091	八尾市	126
高知市	092	明石市	127
宮崎市	093	鳥取市	128
いわき市	094	松江市	129
長野市	095	山形市	130
豊橋市	096	福井市	131
高松市	097	甲府市	132
相模原市	098	寝屋川市	133

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
旭川市	050	川崎市	057
札幌市	051	横須賀市	058
函館市	052	新潟市	059
小樽市	053	金沢市	060
仙台市	054	岐阜市	061
千葉市	055	静岡市	062
横浜市	056	浜松市	063

注) 小樽市は平成18年4月1日に政令市から除外

ADMINISTRATION INFORMATION

大労発基0318第3号
平成31年3月18日

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 会長 殿

大阪労働局長

タンク内清掃作業に係る安全衛生対策について

平素は、労働衛生行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年2月13日、大阪府和泉市に所在する繊維産業の事業場で、同施設内に設置されているタンク内部の清掃作業に従事していた労働者を含む2人が、死亡する災害が発生しました。

当該災害に関しましては、現在も調査しておりますが、タンク内の酸素欠乏又は硫化水素ガス等有毒ガスの空気を吸入したことが、原因と推定されます。

タンクの内部は、労働安全衛生法施行令（昭和47.8.19 政令第三一八号）別表第六に規定する酸素欠乏危険場所に該当することが多く、その場合、同内部での作業は、酸素欠乏症等防止規則（昭和47.9.30 労働省令第四二号（以下「酸欠則」という。））によって測定の実施（同則三条）、換気（同則五条）又は空気呼吸器等の使用（同則五条の二）等の措置が義務づけられています。

つきましては、貴会におかれましても、貴会会員事業場に対して、タンク内の清掃等の作業に従事される際には、酸欠則に定める安全管理措置の適切な実施を周知いただくよう特段の配慮をお願いいたします。

なお、同作業につきましては、リーフレットを添付しておりますので、御参考にしてください。

また、同リーフレットは、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、お知らせします。

(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/040325-3a.pdf>)

行政情報

環循規発第1903283号
環循施発第1903281号
平成31年3月28日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について (通知)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下、「PCB廃棄物」という。）の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

低濃度PCB廃棄物については、主に廃重電機器等について、処理が進められてきたところであり、その廃重電機器等におけるPCB汚染物の該当性の判断については、これまで「重電機器等からの微量のPCBが検出された事案について」（環廃産発第040217005号）において通知した考え方に沿って、判断がなされてきたところである。

そうした中、昨今では塗膜くずを中心として多様な低濃度PCB汚染物の処理が進められてきており、低濃度PCB汚染物の該当性の判断基準について一部不明確であったことから、自治体の判断が分かれていることなどが課題となり、PCB廃棄物の適正な処理の推進において支障となってきた。

こうした背景を踏まえ、環境省では、「平成30年度低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会」及び「第26回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において、これまで通知によって判断基準が明確化されてきた廃重電機器中に使用された絶縁油以外の低濃度PCB汚染物の該当性の判断基準について検討を行い、下記の通り基本的な考え方をとりまとめたので通知する。

記

1. PCB廃棄物の処理においては、処理物の判断基準の設定において考慮されているリスクの考え方が基礎となっているため、低濃度PCB汚染物の該当性判断基準の設定についてはこの考え方を踏襲し、別表のとおり原則として処理物の判断基準と同じ数値を低濃度PCB汚染物の該当性の判断基準とする。

ADMINISTRATION INFORMATION

2. 上記1. に加えて、例外的に、塗膜くずに代表されるようなPCBを含有する廃棄物であり、PCBを含む油が自由液^(注)として明らかに存在していない場合については、PCBの含有濃度が0.5mg/kg以下となる場合は、低濃度PCB汚染物に該当しないものと判断するものとする。こうしたPCBを含む油が自由液として明らかに存在していない場合としては、塗膜くず、少量の低濃度PCB汚染油が染み込んだもの（紙くず、木くず又は繊維くず）等とする。
3. 既に当省より発出した「重電機器等からの微量のPCBが検出された事案について」（環廃産発第040217005号）において、低濃度PCB廃棄物の該当性判断基準が示されている廃重電機器については、従前通りの基準を適用する。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条の4第5号ル（9）において定める特定の工場又は事業場で排出される汚泥、廃酸又は廃アルカリについても、従前通りの運用とする。
4. 分析方法については、別表に提示したものとする。ただし、「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第3版）」（平成29年4月環境省）で示す方法については現時点では準用するものとし、一部、検出下限値の設定等について環境省で検討し、今後通知する。

注：PCBを含む油が染み込み又は付着した廃棄物から、PCBを含む油が染み出し又は脱離して、液体状態として確認できるもの。

以上

行政情報

(別表)

対象	形態	卒業基準	PCB汚染物ではないことの判断基準	分析方法
廃油	当該廃油に含まれるもの	0.5mg/kg以下	同左	<ul style="list-style-type: none"> 告示第192号(注2)別表第二 告示第192号別表第三の第一 簡易測定法マニュアル(注3)
廃酸、廃アルカリ	当該廃酸、廃アルカリに含まれるもの	0.03mg/L 以下	同左	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁告示第13号(注4)
廃プラ	付着し、又は封入されたもの	0.5mg/kg超のPCBが含まれた油が付着していないこと	同左	<ul style="list-style-type: none"> 告示第192号別表第三の第二 告示第192号別表第三の第三
			含有濃度0.5mg/kg以下(注1)	<ul style="list-style-type: none"> 低濃度PCB含有廃棄物測定方法(注5)を準用
金属くず	付着し、又は封入されたもの	0.5mg/kg超のPCBが含まれた油が付着していないこと	同左	<ul style="list-style-type: none"> 告示第192号別表第三の第二 告示第192号別表第三の第三
陶磁器くず	付着したもの	0.5mg/kg超のPCBが含まれた油が付着していないこと	同左	<ul style="list-style-type: none"> 告示第192号別表第三の第二 告示第192号別表第三の第三
紙くず	塗布され、又は染み込んだもの	検液中の濃度が0.003mg/L以下	同左	<ul style="list-style-type: none"> 告示第192号別表第四
			含有濃度0.5mg/kg以下(注1)	<ul style="list-style-type: none"> 低濃度PCB含有廃棄物測定方法を準用
木くず、繊維くず	染み込んだもの	検液中の濃度が0.003mg/L以下	同左	<ul style="list-style-type: none"> 告示第192号別表第四
			含有濃度0.5mg/kg以下(注1)	<ul style="list-style-type: none"> 低濃度PCB含有廃棄物測定方法を準用
コンクリートくず	付着したもの	検液中の濃度が0.003mg/L以下	同左	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁告示第13号
汚泥	染み込んだもの	検液中の濃度が0.003mg/L以下	同左	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁告示第13号
			含有濃度0.5mg/kg以下(注1)	<ul style="list-style-type: none"> 低濃度PCB含有廃棄物測定方法を準用
その他		検液中の濃度が0.003mg/L以下	同左	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁告示第13号

注1：PCBを含む油が自由液としては明らかに存在していない場合に限る。

注2：特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年厚生省告示第192号)

注3：絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(第3版)平成23年5月環境省

注4：「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」昭和48年2月環境庁告示第13号

注5：低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第3版)平成29年4月環境省

ADMINISTRATION INFORMATION

環境規発第1903293号
平成31年3月29日

各都道府県・各政令市
産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長

産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、ご協力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書、特別管理産業廃棄物処理計画書、特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「処理計画書等」という。）については、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）において所定の様式（以下「規則様式」という。）が定められているところであるが、各都道府県及び各政令市（以下「都道府県等」という。）における規則様式の統一等について、下記のとおり周知する。

記

第一 背景

処理計画書等については、都道府県等によっては規則様式と異なる様式等が使用されていることから、事業者からは、「一部自治体から独自様式での提出や法律様式以上に詳細な別途調査を求められており、またそうした自治体が増加しているため、本来可能であるはずの統一様式での書類作成ができず、業務の非効率が生じている。」との声が寄せられている（規制改革推進会議 第4回地方における規制改革タスクフォース資料1）。

これを踏まえ、規制改革実施計画（平成30年6月閣議決定）においては、処理計画書等の規則様式の使用について、「地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。」とされたところである。

これを受け、都道府県等における処理計画書等の運用の実態把握を行うため都道府県等に対して調査を実施したところ、処理計画書等の様式については約8割の都道府県等において規則

行政情報

様式を用いており、処理計画書等に用いられるファイル形式については、エクセル形式が最も多く用いられていることがわかった。これを踏まえて、処理計画書等については、引き続き現行の規則様式を用いることとするとともに、エクセル形式での電子データを提供することとする。

第二 周知の内容

1. 1 処理計画書等については、これまでも規則様式の使用の遵守について周知しているところであるが、一部の都道府県等においては独自様式等が使用されていることから、それぞれ定められた規則様式の使用を厳に遵守されたいこと。
2. 2 調査結果を踏まえて、エクセル形式による当該様式の電子データを環境省ホームページに公開したので、適宜活用されたいこと。
3. 3 処理計画書等の提出については、紙媒体のみでの受付ではなく、電子データでの受付も可能とするなど、引き続き電子化を進められたいこと。

各様式（エクセル形式）は以下の環境省ホームページで公開
<https://www.env.go.jp/hourei/11/000651.html>

ADMINISTRATION INFORMATION

環循適発第 1905201号
環循規発第 1905201号
令和元年5月20日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長殿
各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長
（公印省略）

廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力、御協力いただいているところである。

さて、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、年間約700万トン程度が排出されているところ、平成29年末の中華人民共和国を始めとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置以前は、年間約150万トン程度のプラスチックくずが資源として輸出されていたが、平成30年の輸出量は約100万トン程度にとどまっているところである。これらの影響として、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じているとの声が多く、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）から寄せられている。

これまで、環境省においては、廃棄物処理センター等の公共関与の産業廃棄物処理施設での受入促進を依頼しているほか、プラスチックリサイクル設備の導入に対する補助事業等を実施しているところであるが、それでもなお、国内での廃プラスチック類の滞留が解消されず、処理が逼迫している状況である。

こうした状況を踏まえ、下記の事項のとおり、当面の対策について示すこととするので、御協力願うとともに、貴管内の排出事業者及び処理業者への周知及び指導いただくようお願いしたい。また、下記第八については、各都道府県一般廃棄物担当部局においては、管内市町村及び一部事務組合に周知いただくようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

行政情報

記

第一 広域的な処理の円滑化のための手続等の合理化について

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。このような廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により要請してきたところである。

特に廃プラスチック類については、国内における処理が逼迫している状況に鑑み、広域的な処理の円滑化及び不適正処理の防止のため、これらの搬入規制の廃止、緩和を速やかに実施されたいこと。廃止、緩和が困難な場合においては、手続の合理化、迅速化を実施されたいこと。

第二 排出事業者責任の徹底

排出事業者は、廃棄物処理法の規定により、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理をするか、他人に委託する場合には処理業者等の同法において他人の廃棄物を適正に処理することができる者と認められている者に委託しなければならないとされており、その責任は極めて重いものである。

廃プラスチック類の処理に当たっては、広域的な処理に係る運搬費用の増加や廃プラスチック類の処理に係る中間処理後の二次委託先における処理料金の値上げ等により処理コストが増加傾向にあるものの、処理業者からは、これに対応するための処理料金の値上げについて、排出事業者の理解が得られないとの声も上がっている。

廃棄物処理法第19条の6の規定において、排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を支払うことが求められており、委託先の処理業者による不適正処理により生活環境の保全上支障が生じた場合等においては、排出事業者が措置命令の対象となる可能性もあるため、各都道府県・各政令市におかれては、処理業者だけでなく、排出事業者に対しても廃プラスチック類の処理が逼迫していることを周知するとともに、分別の徹底及び適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進について指導ありたいこと。

さらに、廃棄物処理法第12条第7項や第12条の3第8項などの排出事業者に係る規定が適切に運用されているかを確認し、適正処理が確保されるよう、必要に応じて指導を強化されたいこと。

第三 不法投棄監視強化

環境省において平成30年8月及び平成31年2月に各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長等に対して行ったアンケート調査では、外国政府の輸入規制等の影響による廃プラスチック類の不法投棄は、当該アンケートに回答いただいた自治体においては確認されていないものの、一部地域において上限超過等の保管基準違反が発生していることや一部処理業者において受入制限が実施されていることから、今後、廃プラスチック類の適正処理に支障が生じたり、不適正処理事案が発生する可能性が強く懸念されているところである。各都道府県・各政令市においては、廃プラスチック類の不法投棄が発生しないよう不法投棄の監視等について、

ADMINISTRATION INFORMATION

より一層強化するとともに、外国政府による廃棄物の輸入規制の影響等により発生した可能性のある廃プラスチック類の不法投棄等の事案が確認された際には、速やかに環境省に連絡されたいこと。

第四 輸出関係

使用済プラスチックについては、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に判断し、産業廃棄物に該当するものを輸出しようとする事業者は、廃棄物処理法第15条の4の7で準用する同法第10条の規定に基づき、環境大臣の確認を受けなければならないことから、これを事業者に対して周知するとともに、環境大臣の確認対象となりうる事業者を発見した場合は、速やかに所管の地方環境事務所に情報提供されたいこと。

第五 使用済電気電子機器関係

使用済電気電子機器を含む金属スクラップ（いわゆる雑品スクラップ）等の外国政府の輸入規制の影響等により、従来、資源として取り扱われていた使用済電気電子機器等が廃棄物となり、不法投棄等の不適正処理がなされる懸念があることから、必要な監視・指導等を徹底されたいこと。また、有害使用済機器についても同様に国内における処理の滞留や放置、火災の発生等も懸念されることから、有害使用済機器保管等届出制度の運用に当たっては、有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（平成30年3月環境省）等を活用いただき、不適正処理等の防止のため、必要な監視・指導等を徹底されたいこと。

また、リチウムイオン電池等、発火のおそれのある異物を含む有害使用済機器又は廃棄物の処理に当たっては、異物の分別・除去を徹底するよう、排出事業者及び処理業者を指導されたいこと。

第六 使用済プラスチックの廃棄物該当性

これまで有価物として輸出されてきた使用済プラスチックについても、外国政府の輸入規制の影響等により搬出先が確保できず、野積み状態が継続している場合等においては、「行政処分の指針について」（平成30年3月30日付け環循規発第1803328号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に基づき、廃棄物該当性を適正に判断されたいこと。

また、有価物と称して使用済プラスチックを搬入し、プラスチック原料等を製造している事業者がいる場合についても、当該製造工程が廃棄物の処理に当たらないか否かを改めて確認し、適切に対応されたいこと。

第七 補助事業の周知

中華人民共和国等の使用済プラスチック等の輸入禁止措置に対応するとともに、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保するため、プラスチックの高度なリサイクルに資する設備への補助事業を平成30年度より大幅に拡充したところである。各都道府県・各政令市においては、プラスチックの処理を行う事業者に対して本制度を周知し、活用を促進されたいこと。

第八 産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理

行政情報

施設における処理廃棄物処理法第11条2項に規定されているとおり、市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。このことを踏まえ、ごみ焼却施設又は廃プラスチック類の再生施設等を保有する市町村においては、今般の状況に鑑み、当該施設において、緊急避難措置として、必要な間、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受入れて処理することについて、積極的に検討されたいこと。

受入れを実施する場合、循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）又は廃棄物処理施設整備費補助金の交付を受けて市町村等が整備した一般廃棄物処理施設において産業廃棄物を処理する際の財産処分（目的外使用）の扱いについては、「廃棄物処理施設の財産処分について」（平成20年10月17日付け環廃対発第081017003号。以下「財産処分通知」という。）第2の「3環境大臣が個別に認める財産処分について」に示しているとおり、所定の要件を満たす場合には国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしているので御承知おき願いたい。また、財産処分通知の同項アにおいて「当該地域において、対象とする産業廃棄物の適正処理が確保できない又はそのおそれがあること。」としているところ、今般の状況に鑑みて当該地域以外から産業廃棄物に該当する廃プラスチック類を受け入れる場合については本要件を満たすものとして取り扱うので、併せて御承知おき願いたいこと。

なお、財産処分通知の同項エに示しているとおり、産業廃棄物を受け入れる際には、排出事業者責任等を勘案し処理費用として料金を徴収するなど、市町村財政に負担をかけないこととする。料金水準については、例えば、産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の処理料金の水準と同等とすること等が考えられる。

第九 火災防止対策

国内で保管される廃プラスチック類が増加傾向にある中、昨今、廃プラスチック類の処理施設等における火災の発生が複数確認されているところである。

廃プラスチック類は、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の4の指定可燃物として、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4に掲げられる合成樹脂類に該当する可能性が高いものである。したがって、廃棄物処理法第12条の産業廃棄物処理基準に従って適正に処理することに加えて、消防法に基づき市町村条例において定められる物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に従い、火災防止に努めるよう、処理業者に対して指導されたいこと。また、これらの廃プラスチック類の処理に係る火災防止の具体的な運用に当たっては、消防法又は市町村の火災予防条例等を所管する消防署等関係機関とも連携して対応されたいこと。

ADMINISTRATION INFORMATION

平成31年 4月12日

一般社団法人日本船主協会 殿
公益社団法人全国産業資源循環連合会 殿
社団法人日本通関業連合会 殿
一般財団法人家電製品協会 殿
一般社団法人電子情報技術産業協会 殿
一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会 殿
一般社団法人日本リユース機構 殿
日本リユース業協会 殿

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

香港向け液晶モニター等電気・電子機器の輸出について(注意喚起)

平成30年10月1日以降、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下、「バーゼル法」という。）の改正により、香港政府において有害廃棄物とされている液晶モニターはバーゼル法の特定有害廃棄物等と定義され、再使用目的の輸出の場合においても、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）の輸出承認の対象となっています。

また、香港政府は、有害な部品や成分を含有する使用済み電気・電子機器の輸出入を特に厳格に規制しており、平成30年12月31日からは、液晶モニター以外の電気・電子機器についても、規制対象とされています。このため、我が国から香港へ輸出される電気・電子機器は再使用目的であっても、香港政府によってバーゼル条約上の有害廃棄物と判断されるおそれがあります。

実際に近年では、それらが我が国へシップバックされる事案が複数発生しており、シップバックされた貨物について、開披検査を実施したところ、再使用不能な貨物が含まれている例もありました。

このような状況を踏まえ、香港向け再使用目的の電気・電子機器等の輸出に際しては、別紙1、2、3、4を御参照の上、バーゼル法及び香港の規制に十分留意していただき、輸出予定の貨物について、液晶モニターについては外為法の輸出承認の要否、その他の電気・電子機器については「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について」により再使用目的だと判断するか否か、香港当局が再使用目的だと判断するか否か、香港側の輸入者が香港当局から必要な許可を受けているか等を十分に確認した上で行っていただくよう、御注意ください。

引き続き、バーゼル法及び香港の規制内容に十分留意していただくよう、御周知方お願いします。

別紙は本誌に掲載しておりません。

<連絡先> 経済産業省産業技術環境局資源循環経済課
電話03-3501-4978（直通） basel@meti.go.jp
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
電話03-3581-3351 内線7882 env-basel@env.go.jp

行政情報

事務連絡
平成31年4月19日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省再生・資源循環局廃棄物規制課

産業廃棄物管理票（マニフェスト）における年月日の記載方法について

産業廃棄物行政の推進については、日頃より種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、本年の元号については、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）に基づく皇位の継承に伴い、2019年5月1日に改元が行われることとされております。これを受け、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）において既に「平成」と記載・印字されているものの取扱いについて下記のとおりとさせていただきます。貴連合会におかれましては、下記に示しました方法によるマニフェストの取扱いにつき周知・対応のほどお願いいたします。

なお、現在の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則様式第2号の15に定めるマニフェストの様式における元号の表記については、今後削除する方向で検討していることを申し添えます。

1. マニフェストにおける本事務連絡の該当箇所

- (1) 交付年月日欄
- (2) 運搬終了年月日欄
- (3) 処分終了年月日欄
- (4) 最終処分終了年月日欄

2. 記載方法

2019年5月1日以降においてマニフェストに年月日を記載・印字する際は、以下のいずれかの方法によること、一綴りのマニフェストにおいては西暦表記と元号表記を併用することは避けること等、混乱を避けた記載・印字を行うようお願いいたします。

(1) 西暦表記とする場合

西暦で表記する場合、2桁表記では混乱を招く恐れがあるため、4桁表記が望ましい。

○ 平成 2019年5月1日 ⇒ ○ 平成 2019年5月1日

(2) 元号表記とする場合

○ 平成 令和元年5月1日 ⇒ ○ 平成 令和元年5月1日

○ 平成 令和1年5月1日 ⇒ ○ 平成 令和1年5月1日

○ 平成 R元年5月1日 ⇒ ○ 平成 R元年5月1日

○ 平成 R1年5月1日 ⇒ ○ 平成 R1年5月1日

○ 平成 令元年5月1日 ⇒ ○ 平成 令元年5月1日

○ 平成 令1年5月1日 ⇒ ○ 平成 令1年5月1日

ADMINISTRATION INFORMATION

経済産業省

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

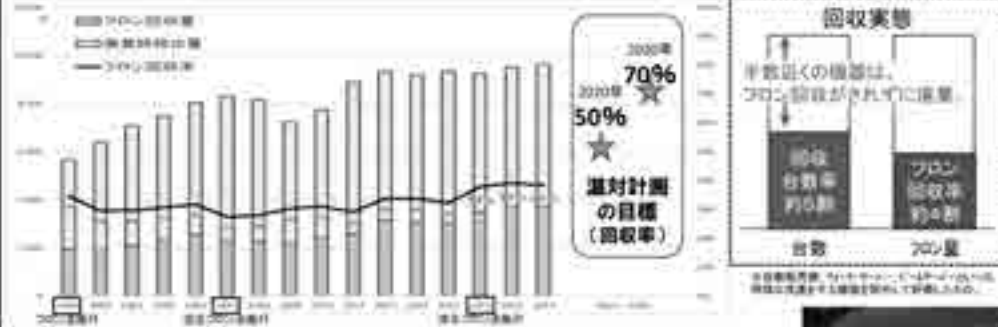
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の概要

現行法の概要

オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類を使用する業務用冷凍空調機器について、廃棄時のフロン類の充填回収業者への引渡し等を義務付け。

現状

- ◆ 業務用機器廃棄時のフロン回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割弱。
- ◆ 地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)の目標達成には、対策の強化が不可欠。



主な改正事項

(中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議で提案。)

回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実にされる仕組みへ。

建物解体時にフロン類の回収がされず放置されている業務用エアコン



【機器廃棄の際の取組】

- 都道府県の指導監督の実効性向上
 - ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入 (現行:間接罰(指導→勧告→命令→罰則の4段階)⇒直接罰(1段階)へ)
- 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の交付を義務付け (充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。)

【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

- 都道府県による指導監督の実効性向上
 - 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
 - 解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大
 - 解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け 等

【機器が引き取られる際の取組】

- 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止 (廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

その他

- 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

2020年度に廃棄時回収率50%の達成へ

行政情報

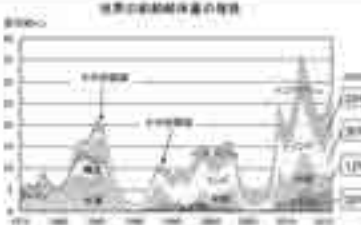
国土交通省

「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案」が閣議決定されました。
 ～安全・環境に配慮した船舶リサイクル制度の創設～


●船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案

背景・必要性

- 船舶は、9割以上が再資源化可能な材質で建造されており、通航後はリサイクルのために売却されることが一般的
- 船舶の解体は、労働コスト・リサイクル材料ニーズの観点から、主にインド・バングラデシュ等の開発途上国で実施されているが、これらの国での労働災害や環境汚染が国際問題化
- 日本は船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)の作成・採択(2009年)を主導。適正かつ統一的なルールの下で、安全・環境に配慮した船舶の解体を確保することが必要



世界の船舶解体量の推移



労働安全・環境対策がされていない途上国の解体施設

シップ・リサイクル条約を早期に締結し、安全・環境に配慮した国際的な船舶リサイクル制度を構築することにより、適正な船舶リサイクルを実施している日本の海運事業者が適正に評価され、国際競争力を確保することが必要

法案の概要

(1)有害物質一覧表の作成

- 特定船舶(注)でEEZ外を航行する船舶の所有者に対し、当該船舶に含まれる有害物質の使用場所、使用量等を記した有害物質一覧表の作成及び国土交通大臣の確認を受けることを義務付け

(注)特定船舶: 総トン数500トン(長さ約40m)以上の船舶

(2)再資源化解体の許可

- 特定船舶の再資源化解体(以下「リサイクル」という。)を行おうとする者に対し、施設ごとに、主務大臣(国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣)の許可(5年ごとの更新制)取得を義務付け

(3)特定船舶の再資源化解体の目的での譲渡等・譲受等の手続き

- 再資源化解体業者がリサイクルの目的で特定船舶の譲受等を行おうとするときは、再資源化解体業者に対し、再資源化解体計画の作成及び主務大臣(国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣)の承認を受けることを義務付け
- 船舶所有者がリサイクルの目的で特定船舶の譲渡等を行おうとするときは、当該譲渡等について国土交通大臣の承認を受けることを義務付け

船舶所有者、再資源化解体業者の双方による、解体時の労働災害・環境汚染の防止制度の構築



船舶所有者、再資源化解体業者の双方による労働災害・環境汚染防止制度

適正に管理された解体施設

【目標・効果】

- シップ・リサイクル条約に基づく国際的な船舶リサイクル制度を導入することにより、日本の船舶所有者の国際競争条件を整備するとともに、世界における船舶のリサイクルの際の労働災害及び環境汚染の防止に貢献する。

(KPI)有害物質一覧表を作成している日本船舶数: 100【隻】(2017年)→800【隻】(2025年)

ADMINISTRATION INFORMATION

(大阪府からのお知らせ) 「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」のご案内

石綿を使用した建築物等の解体・改修・補修工事においては、発注者と施工者が大気汚染防止法及び府条例に定められた責務を果たし、石綿飛散防止対策を徹底する必要があります。また、石綿は様々な箇所に使用されており、見落とした場合、石綿を飛散させてしまうおそれがあるため、事前の調査が非常に重要になります。

本セミナーでは、発注者及び施工者の皆さまに参考となる石綿飛散防止対策等についてご説明するとともに、災害時における石綿対応についての講演を行います。是非ご参加ください。

記

【開催日時】 令和元年 6 月 25 日（火） 13時45分から16時30分（13時15分開場）

【場 所】 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）7階ホール
大阪市中央区大手前1丁目3番49号

（最寄駅：京阪またはOsaka Metro「天満橋駅」もしくは、
JR東西線「大阪城北詰駅」）

【内 容】 (1) 災害現場における飛散防止対策について
熊本市 環境局 環境政策課 八浪 哲也
(2) 煙突に使用された石綿含有断熱材について
Hi-jet ARC工法研究会 藤林 秀樹
(3) 大気汚染防止法等の石綿飛散防止対策について
大阪府環境農林水産部

【申し込み】 大阪府インターネット申請・申込みサービスからお願いします。
申込み専用URL

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukild=2019040072>

※申込期間は令和元年 5 月 22 日（火）14時から 6 月 24 日 17時までです。

【問い合わせ先】 大阪府環境管理室大気指導グループ TEL：06-6210-9581

事業報告

Business Information

ここでは、公益社団法人大阪産業資源循環協会が実施・協力した事業等（平成31年3月下旬～令和元年5月中旬）の概要を紹介します。

第29回廃棄物処理先進事例調査

日付 平成31年4月19日(金曜日)

詳細は本誌30ページに掲載

廃棄物不適正処理巡視事業

日付 令和元年5月14日(火曜日)

場所 中河内地域

参画者 東 宏司（収集運搬部会員）

白坂 悦一（青年部員）

内海 浩子（事務局調査担当）

株エイシン廃棄物処理法実務セミナー

日時 令和元年5月9日(木曜日) 15時00分

場所 富士ビル（貸会議室ユーズツウ）3階

内容 産業廃棄物処理業の実務基礎

講師 龍野 浩一（事務局次長）

大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議 啓発部会、取締対策部会合同会議

日時 令和元年5月21日(火曜日) 14時00分

場所 大阪府咲洲庁舎23階／中会議室

議題 平成31年度産業廃棄物不適正処理防止推進事業計画（案）について

平成31年度産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間（6月期）事業（案）について

大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議設置規約（改正案）について

情報交換（元請責任について、不適正処理事例について）

参画者 垣中 清忠（理事兼収集運搬部会長）

松田 裕雄（専務理事兼事務局長）

労働災害防止計画推進標語

ヒヤリで済んだあの教訓

心に刻んで安全作業

公益社団法人 全国産業資源循環連合会



公益社団法人大阪府産業資源循環協会

廃棄物処理先進事例調査

平成31年4月19日（金）13：30より本会青年部の先進事例調査として熊本県玉名郡南関町にあるバンブーフロンティア株式会社、バンブーマテリアル株式会社、バンブーエネルギー株式会社に訪問し、荒廃竹林から新建材・エネルギーを創出する「バンブーフロンティア事業」について説明を受けてきました。

第29回 バンブーフロンティア事業

バンブーフロンティア株式会社
バンブーマテリアル株式会社
バンブーエネルギー株式会社



■背景

昨今、里山を中心に拡大する放置竹林の問題解決を図るために、竹林整備を実施したい地方公共団体等が多くある反面、事業採算性や竹材利活用の問題からうまく機能せずに、廃棄物処理業界へも有効な手段がないか相談を受けることが増えている。大型な土地開発事業が行われた場合に、大量に廃棄される竹材等に対してどのようなアプローチを試みるのが可能なのかヒントを得るために調査していたところ、バンブーフロンティア株式会社、バンブーマテリアル株式会社、バンブーエネルギー株式会社が展開する「バンブーフロンティア事業」を知ることとなった。

この「バンブーフロンティア事業」とは、竹材調達及び原料用又は燃料用チップへの一次加工事業、NEDO事業として採択された国内初地域の未利用資源である竹材を活用したバイオマス熱電併給事業、竹材を原料とした建築資材製造事業が三位一体となって機能する画期的な事業モデルである。産業廃棄物処理業者として新たな視点と問題解決の糸口を得るために先進事例調査として訪問する機会を得たので、ここにまとめる。



◀山田氏(右)・渡邊氏(左)による挨拶・会社概要の説明



▶平尾部長による挨拶



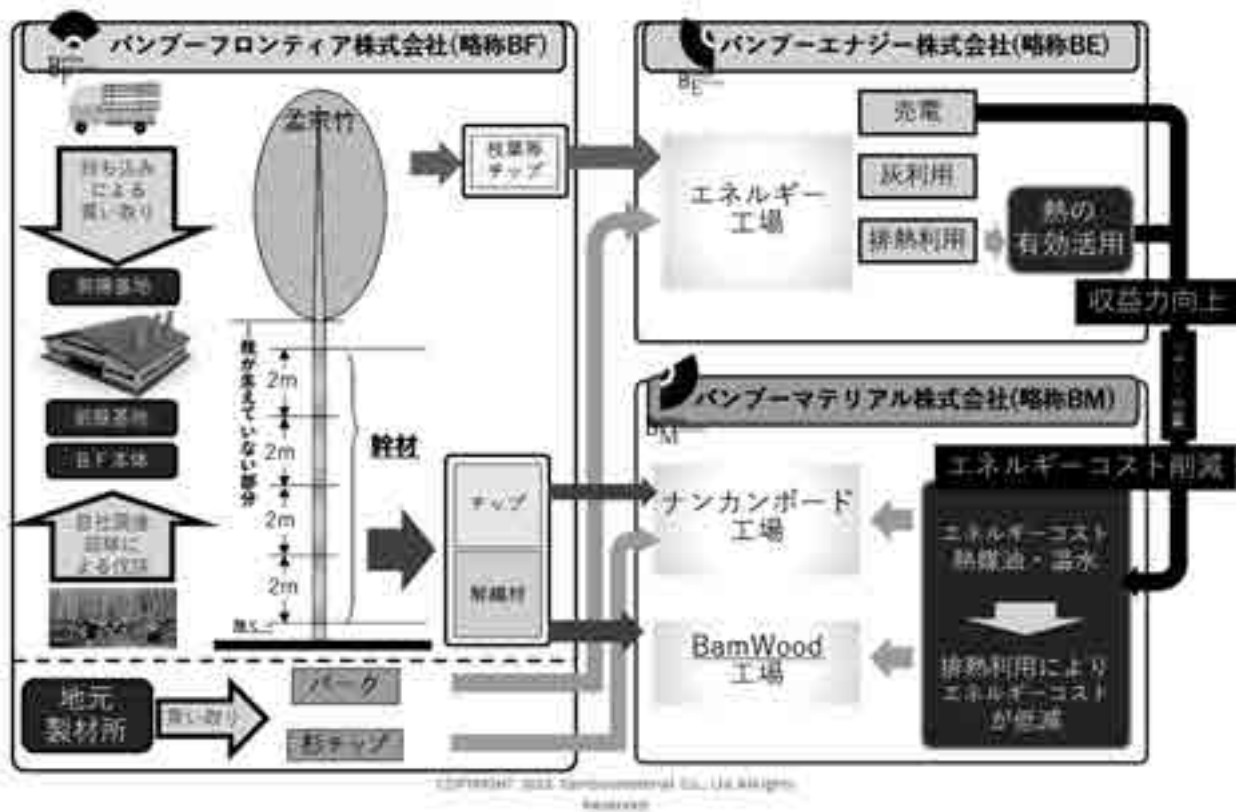
概要

事業名	バンブーフロンティア事業		
URL	http://bamboo-f.com/		
所在地	〒861-0821 熊本県玉名郡南関町下坂下4668-6 TEL 0968-53-8888 / FAX 0968-53-8883		
敷地面積	約43,000㎡ 〈総延床面積 約13,300㎡(最終工事終了時点見込み)〉		
法人名	バンブーフロンティア(株)	バンブーマテリアル(株)	バンブーエナジー(株)
資本金	2億円 (地元企業他47名出資)	8億円 (民間企業4億円、A-FIVE4億円)	2.2億円
事業概要	竹林整備、伐採・収集・ 一次加工事業	竹新建材製造販売、 竹不燃建材開発事業	竹・バークを活用した熱 ・電供給事業
雇用計画	30名(見込)	100名(見込)	5名(見込)
生産計画 (年間見込)	竹チップ20,661 t 杉チップ12,989 t 竹解繊材5,571 t バークチップ22,486 t	ナンカンボード*30,000㎡ BamWood 3,000㎡	電気5,425,200 kWe 熱22,176,000 kWth 温水22,625,064 kWth
売上計画 (見込)	竹チップ2.8億円 杉チップ1.3億円 竹解繊材2.3億円 バークチップ0.8億円	ナンカンボード*14億円 BamWood 9億円	電気0.6億円 熱1.1億円 温水1.1億円
総事業費	約6億円	約27億円	約20億円
補助金	約0.5億円	—	約13億円

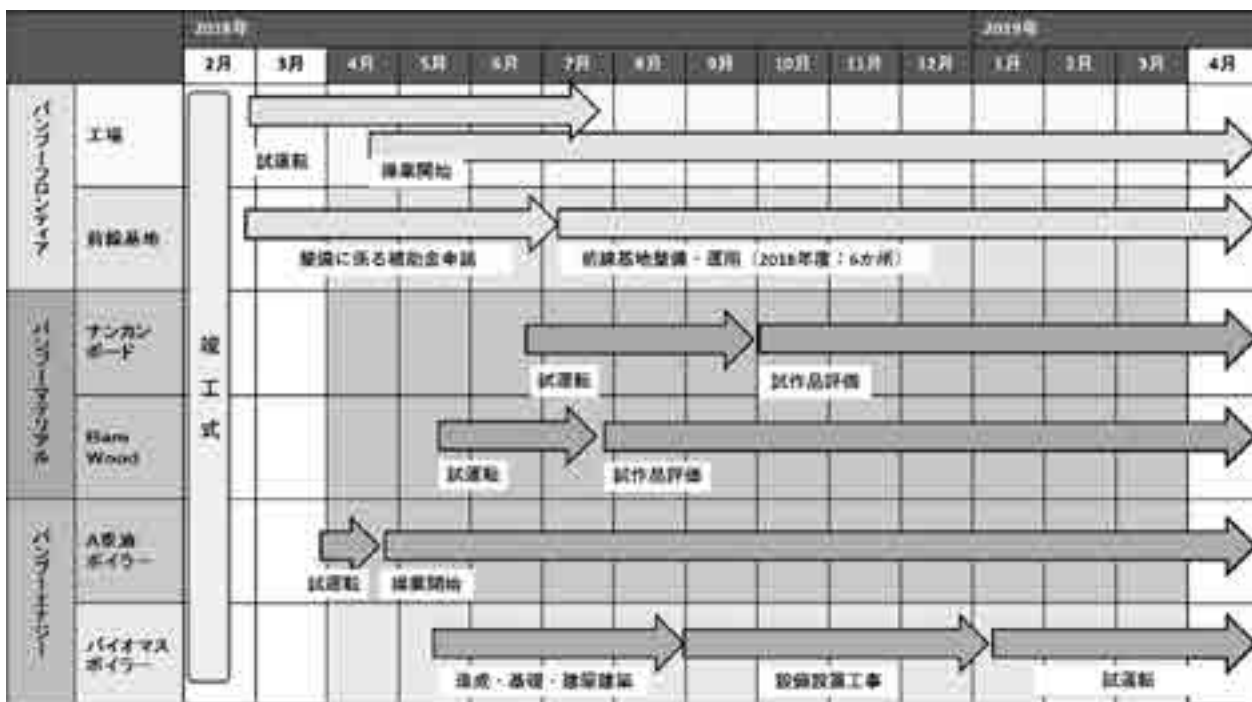
※A-FIVE：農林漁業成長産業支援機構 略

※資本金は資本準備金を含む

※バーク：木材樹皮等



工場完成写真



整備スケジュール概要 (平成31年 4月現在)

■バンブーフロンティア株式会社と事業の内容

本企業は、原料の継続的な安定供給を目的に設立された組織である。本体事業場とは別に竹材調達集積場所として、玉名郡南関町、山鹿市鹿央町、みやま市山川町等、現在六か所の前線基地を設置している。前線基地では、自社調達部隊の集積以外にも、圏内30km範囲の近隣市町村との広域連携を取り孟宗竹幹材（3年生以上）を2m玉切りにて持ち込みがあれば、10円/kg（熊本県及び南関町の補助金を含む）で買い取る制度をとっている。

地方に限らず放置竹林にかかる問題は各地が抱えており本事業を整備できることで、竹林整備事業の成立と、新たな雇用の創出等、新たな事業モデルとして注目されている。

集積された竹材は、幹材の粗チップ、解繊材に一次破碎加工し、運搬効率を高め本体事業場へ移送される。その他枝葉等の竹材と、地元製材所より集めたマテリアル用に適さない杉バークはバンブーエナジー株式会社へ、杉チップはバンブーマテリアル株式会社へ売却する。背景では国内では杉バークが大量に廃棄され産業廃棄物として焼却処分を行われていることが一般的であったことから地元製材所においても大きな負担であったが、本事業において新たにサーマルリサイクルの資源として確立することを期待されている。

本体事業場に集積された竹材粗チップ、杉チップは規格サイズに二次破碎加工され、竹チップについては、成分に含まれる糖が製品の腐食性に影響が高いことから、糖分解を目的として保管容量800m³のスペースで一週間発酵処理を行い、解繊材と共に最終バンブーマテリアル株式会社へ売却される。

バンブーマテリアル株式会社では、含水率を調整するために品目別に設けられたロータリードライヤーで、杉チップ50%~30%を1%程度、竹チップ40%を1%程度に乾燥させ粒度別に選別している。

3年後のスキームとしては、自社調達部隊及び広域連携先（南関町、菊池市、宇城市、御船町、山都市、日田市、みやま市、山鹿市、玉東町、玉名市、荒尾市、和水町）の総計で総調達量20,000 t/年の竹原材料等を想定している。



- ・原料である竹及びパークの収集についてはバンブーフロンティア(株)が担う。
- ・伐採された竹は原料一次加工工場でマテリアル用、エネルギー用の各部位に分別する。
- ・マテリアル用に適さない伐竹材や、近隣の製材工場での木材加工の過程で発生したパークをエネルギー工場に搬入する。

バンブーフロンティア株式会社による事業の特徴



粉砕機



破砕機

■バンブーマテリアル株式会社と 事業の内容

本企業は、バンブーフロンティア株式会社より原料を調達し、バンブーエナジー株式会社より製造に必要な電力や熱源を調達するスキームとしている。製造されるナンカンボード、Bam Woodの製造施設については公にしていいため製造工程概要のみ掲載する。

「バンブーフロンティア事業」として当初操業開始を平成29年秋予定としていたが、計画が遅れ令和元年春となった。大きな原因として、ナンカンボード、Bam Wood製造装置を輸入し、ライン調整に不具合の都度相当の苦労があったことや、当初杉バークと竹チップをナンカンボードの原料とするスキームであったが、製品強度が計画に達しなかったために、杉チップと竹チップに変更するなど計画の見直しが事業整備と併せ、関係者協議など種々あったと聞く。



ナンカンボード、Bam Wood（現場完成品）

《ナンカンボード製造工程》

- ①- 1 杉チップ(細)、竹チップ(細)ミキシング（原料比 杉：竹=7：3）
- ①- 2 杉チップ(粗)、竹チップ(粗)ミキシング（原料比 杉：竹=7：3）
- ②接着剤噴霧（乾燥させた目的は、接着剤の浸透性を高めるため）
- ③三層フォーミング(混合チップ(粗)と混合チップ(細)及びバインダーを混合し、三層構造にする)
- ④冷圧ローラープレス ⑤多段加圧加熱プレス ⑥冷却 ⑦サンダー研磨 ⑧規定サイズ切断
- ⑨養生後、出荷



ナンカンボードの特徴

◀Bam Wood製造工程▶

- ①竹解繊材蒸煮 ②一次乾燥 ③接着剤含浸 ④二次乾燥 ⑤金型投入 ⑥2,600 t 冷却プレス
⑦加熱硬化 ⑧金型取出 ⑨養生（4日間） ⑩二次加工機で各部材に加工 ⑪養生後、出荷

■BamWoodの製品特徴

※ホワイトタイプは開発中です。

原材料



竹繊維

➔

BamWood



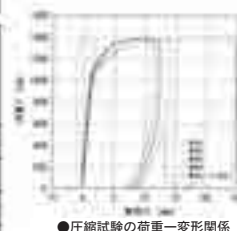
高密度圧縮ブロック材

製品説明

BamWoodは、孟宗竹を特殊なローラープレスで圧延圧押し、竹の繊維（維管束）の強度特性を生かし、2,600 t プレスで高密度（比重1.1）に圧縮成形した製品です。内装材、家具、建具等に幅広く活用可能な新素材といえます。

■BamWood のJIS規格による試験結果(参考)

試験内容	試験方法	測定結果	単位	JIS MDF30タイプ規格値
密度	JIS A5905	1.10	g/cm ³	0.85以上
含水率	JAS	6.50	%	5~13
曲げ強度	JIS A5905	123.6	Mpa	30.0以上
曲げヤング率	JIS A5905	12614	Mpa	2500以上
吸水厚さ膨張率	JIS A5905	0.34	%	12以下
割断強度（圧縮方向）	JIS A5905	2.11	Mpa	0.5以上



密度はJIS規格に準拠し、含水率は6.5%以下、曲げ強度は30MPa以上、曲げヤング率は12614MPa以上、吸水厚さ膨張率は0.34%以下、割断強度は2.11MPa以上。

JIS規格に準拠した製品の製造が設計可能。

Bam Woodの特徴と強み

■バンブーエナジー株式会社と事業の内容



バイオマス焼却炉

本企業は、バンブーフロンティア株式会社、バンブーマテリアル株式会社へ熱・電供給を目的に設立された組織である。

バンブーフロンティア株式会社より購入した枝葉等の竹材、杉バークをサーマル燃料としている。

また事業場内のストックヤードに保管された燃料の含水率は竹約30%、杉バーク約50%となっている。

ショベルローダーで一次投入された燃料は、バイオマス焼却炉へと定量導入できるようにエプロンコンベア投入口に8か所センサーを設けられ、投入量が少ない箇所を識別し一次ストックヤードの床面に設けられたウォーキングフローワーによって部分稼働調整し必要量投入できるよう工夫されている。また杉材バークは夏季には長物になる傾向もあることから投入前に一次破碎を今後検討されているという。

バイオマス焼却炉は、コールパツハ社（オーストリア）が選

定されている。特徴として高含水の燃料であっても焼却炉内で燃料が攪拌され均一化し950℃で完全燃焼することができる他、発生する焼却灰の発生量を抑制できる等の特徴がある。また焼却炉の火災防止策は燃料貯留施設の間にマテリアルシールドを設置、燃料投入口に上蓋を設置、燃料貯留施設内に散水と三段階で設置されている。



一般的には竹は油分が多く着火性には優れているもののカリウムとシリカを多く含んでいることから燃焼時に焼却灰が低温で溶解し、クリンカが形成されるため焼却には不向きであることが知られている。また杉バークは含水が高く、燃えづらいため焼却に不向きな性状である。

このことから調達が安易な杉バークを竹の比率割合を下げる目的で研究を重ね、杉バークと竹の配合比を7対3に成分調整することで、課題であった①融点を下げクリンカの形成を抑えながら、②杉バークの完全燃焼、③焼却適正温度の運転管理等の条件を達成した。その他、現在実稼働20日であることから今後発生する焼却灰も抗菌性等に優れていることから廃棄物ではなく、有効評価できないか検討されるという。

採用されたORC熱電併給システムは、オイルヒーターと循環型シリコンオイル発電機で構成されており、直接熱媒油に熱交換することから従来の蒸気発電と比較した場合、熱供給が約二倍と高効率である。

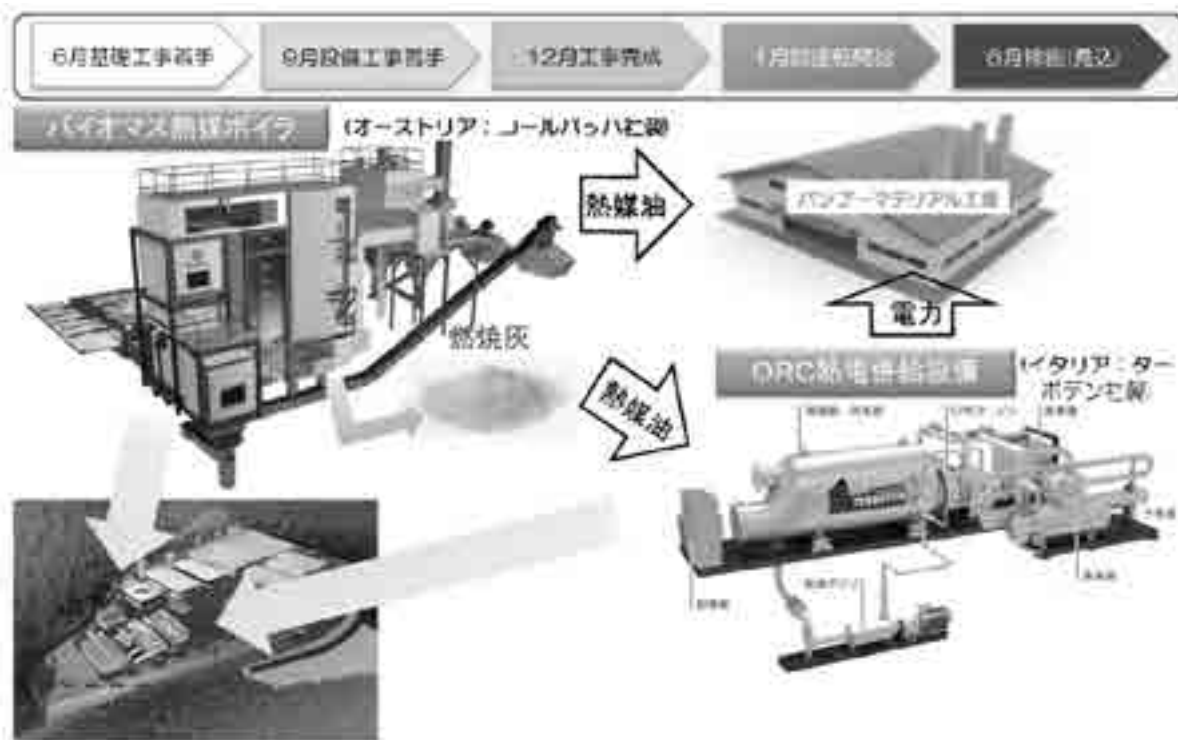


バイオマス焼却炉の定期修理の期間については、A重油を燃料としたバックアップボイラを稼働し、不足分等の電力は九州電力株式会社より調達する。その他、本施設の運転状況はBE事務所（集中管理室）にて最低限の人員で管理できるように24時間外部からの遠隔監視システムを採用し、リモート化することで人件費削減を目指している。

ORC熱電併給システム

本事業の大きな特徴は、本施設はFIT制度を活用していないことから、20年後においても継続した事業計画が実施できる。ただバイオマスを燃料とした本ORC熱電併給システムは、ヨーロッパで300基の導入実績があるものの国内では実例がなかったことから本事業の整備には多くの研鑽があったという。

将来的には事業の多角化を目指し、近郊で温水を利用したイチゴ栽培等を計画している。



バイオマスボイラー設備概要

■まとめ

一般的に建材の国内市場は800万㎡といわれていますが、本事業場の最大製造能力は3万㎡です。抗菌性等高付加価値の商品開発にはハウスメーカーや建材メーカー等からも本商品に対する期待が高まっていることから、この「バンブーフロンティア事業」を成功例として全国へ水平展開することにより、地方での竹林整備、地域産業の創造、新たな雇用の創出が期待されます。同じく、地域の循環型社会形成に貢献しようとする産業廃棄物処理業界にとりましても、多く参考にさせていただける内容・お話があり、大変勉強になりました。

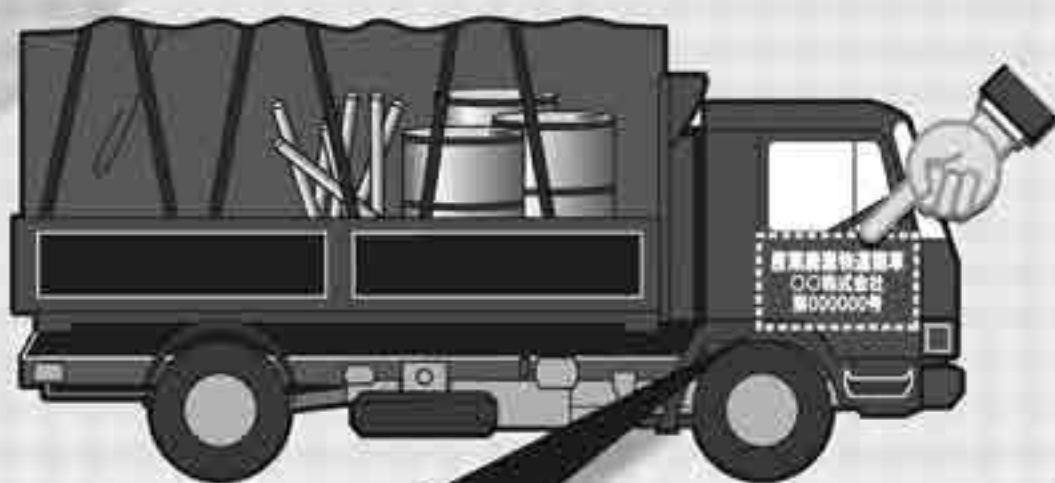


最後に、訪問にあたり、非常にご多忙の中であるにもかかわらず、誠実にご対応くださった、バンブーフロンティア株式会社・代表取締役会長兼バンブーマテリアル株式会社・代表取締役社長兼バンブーホールディングス株式会社・代表取締役兼バンブーエナジー株式会社・取締役の 山田浩之 様、バンブーマテリアル株式会社・取締役の 渡邊敏男 様、その他スタッフの方々に心からお礼申し上げます。

(文責 上出 広幸)

図の出典：COPYRIGHT 2018 bamboomaterial Co. Ltd Allrights Reserved

あなたの産業廃棄物運搬車両には
**必要な表示が
 されていますか？**



産業廃棄物収集運搬業者が、他社の産業廃棄物を運搬するときの表示例

産業廃棄物収集運搬車
 株式会社○○産業
 第000000号

産業廃棄物の収集運搬車
 両である旨が正確、正式
 な名称、許可番号下6桁
 が表示されている。

産業廃棄物収集運搬車両には産業廃棄物収集運搬車両であることの
 表示をしなければなりません。
 文字の大きさ、表示内容は法律で決められています。

◆車両表示板についてのお問い合わせは、

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

〒540-0011 大阪府中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016

メールマガジン「Clean Life オンライン」好評配信中!

会員を対象にメールマガジン「Clean Life オンライン」を配信中です。すでに多数の会員の方にご登録いただいておりますが、まだまだ受付中です。配信ご希望の会員の方は本会ウェブサイトプライバシーポリシーをご確認のうえ、同意された場合には下記要領に従い、配信先メールアドレスのご登録（無料）をお願い申し上げます。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会のプライバシーポリシーの開示
<http://www.o-sanpai.or.jp/privacy>

なお、メールマガジン配信にご登録をされますと、ファックスによる情報提供は停止されます。予めご了承ください。

【メールマガジン配信先のご登録要領】

- 次の事項をご記入の上、**office@o-sanpai.or.jp**に送信してください。
 - ①会員の名称
 - ②ご担当者所属・役職・氏名
 - ③電話番号
 - ④配信先メールアドレス（1会員につき1メールアドレスのみの登録となります）
- 送信時の件名は「メールマガジン配信希望（会員の名称）」としてください。

Clean Lifeオンラインのバックナンバー

平成31年

3月15日

Vol.153 ■ (厚生労働省)「平成31年 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

3月19日

Vol.154 ■ 2019年度「許可申請に関する講習会（新規・更新）」等の日程表の送付について

3月20日

Vol.155 ■ 平成31年度労働安全衛生表彰に係る表彰候補者の募集について

3月22日

Vol.156 ■ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について

3月27日

Vol.157 ■ プラスチック資源循環戦略に関する中央環境審議会の答申について

3月28日

Vol.158 ■ 本年4月1日から寝屋川市が中核市に移行します

4月2日

Vol.159 ■ <全国産業資源循環連合会主催>「産業廃棄物処理e-ラーニング講座（2019年春期）開講」のご案内

4月5日

Vol.160 ■ (大阪労働局)タンク内清掃作業に係る安全衛生対策について

Vol.161 ■ 廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について（通知）

4月9日

Vol.162 ■ 低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について（通知）

Vol.163 ■ 2019年度「会員名簿」及び「処理処分施設マップ」作成のための調査について

4月10日

Vol.164 ■ 産業廃棄物処理業の景況動向調査について

4月17日

Vol.165 ■ 低炭素化補助事業のご案内

4月18日

Vol.166 ■ 優良認定推進研修会（電子マニフェスト及びエコアクション21に関する説明会）のご案内

Vol.167 ■ <京都府>許可申請手続きの変更について

4月22日

Vol.168 ■ 本年4月1日から中核市に移行した自治体について

Vol.169 ■ (厚生労働省) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の改正について

4月24日

Vol.170 ■ 香港向け液晶モニター等電気・電子機器の輸出について（注意喚起）

4月25日

Vol.171 ■ 2019年度廃棄物管理士講習会の実施について

令和元年

5月7日

Vol.172 ■ 低炭素化補助事業のご案内

5月8日

Vol.173 ■ 低炭素化補助事業のご案内

5月13日

Vol.174 ■ 塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について（通知）

5月14日

Vol.175 ■ 【協会メルマガVol.175】「エコアクション21 産業廃棄物処理業向けガイドライン2017年版」の公表について

退会会員 ————— 平成31年3月～令和元年5月

賛助会員

社名 J X金属商事(株)

会員資格の喪失 —————

正会員

社名 (株)池上環境建設

(株)大和環境サービス

入会のメリット

社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成30年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の15点から20点に引き上げられました。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」、平成29年10月12日に大阪市と「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定」、平成30年4月27日に堺市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」、平成30年5月28日に泉佐野市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」を本会ウェブサイトからダウンロードもしくは、本会にお問合せの上、ご入手していただき、必要事項をご記入のうえ、協会へ申請してください。

講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。



Business Prospectus

リスクアセスメント研修会（通常コース）

令和元年 7月9日(火)
13時30分～16時40分

大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル16階

産業廃棄物業界は、他産業と比較して労働災害が多い業界です。労働災害の予防的手段と位置付けられているリスクアセスメント*について、その考え方、実施方法、仕組みづくり等について学んでいただき、併せて演習ではリスクアセスメントの実際のやり方を体験していただく研修会です。参加費は会員企業は無料、非会員企業は一人につき2,000円です。申込方法は詳細が決まり次第、弊会ウェブサイトでご案内致します。

* リスクアセスメントとは、事業者自らが職場にある危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害の重篤度と発生する可能性を併せリスクとして見積もり、対策の優先度を決め、結果を記録する一連の方法です。

(公社)大阪産業資源循環協会ウェブサイト <http://www.o-sanpai.or.jp>

なにわサンパイ塾

令和元年 8月28日(水)
13時30分～17時00分

(公社)大阪府産業資源循環協会 会議室

廃棄物処理に関する法務を中心に、参加者の方々が持ち寄られた日常業務で生じる疑問や課題等を参加者同士が意見交換を行い、他社の取り組みや問題解決方法を学び、相互の資質向上を図っていただくことを目的とした研修です。参加費は会員企業は無料、非会員企業は一人につき2,000円(税込)です。申込方法は詳細が決まり次第、弊会ウェブサイトでご案内致します。

(公社)大阪産業資源循環協会ウェブサイト <http://www.o-sanpai.or.jp>

安全衛生規程作成体験セミナー

令和元年 9月5日(木)
14時00分～16時00分

大阪産業創造館 パソコン実習室
大阪市中央区本町1-4-5

安全衛生規程とは、各事業者が「労働災害の防止及び労働者の健康の保持増進」に寄与するために実施すべき事項を文書化したものです。常時10人以上の労働者が使用する事業場では、就業規則を作成すること、その中に安全衛生規程を含めること、安全衛生規程は安全委員会等の場で調査・審議して、労働者の意見を聞き、意見を記した書面を添えて労働基準監督署に提出しなければならないこととされています。本セミナーでは公益社団法人全国産業資源循環連合会が考案した「安全衛生規程作成支援ツール」を利用して、安全衛生規程の作成を体験していただきます。このツールは従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程が完成し、より事業場の現状に合った安全衛生規程の作成が可能で、申込方法は詳細が決まり次第、弊会ウェブサイトでご案内致します。

(公社)大阪産業資源循環協会ウェブサイト <http://www.o-sanpai.or.jp>

施設見学会	
令和元年10月予定	株式会社 富士クリーン 香川県綾歌郡綾川町
<p>弊会会員のみならず一般の方や排出事業者等を対象に、廃棄物の排出抑制や再資源化等に積極的に取り組まれている事業所や施設を訪問し、適正な廃棄物処理について学ぶ見学会です。本年度は香川県綾歌郡綾川町にある(株)富士クリーンを訪問します。(※見学先を追加する場合があります。) 申込方法等、詳細は決まり次第弊会ウェブサイトでご案内致します。</p> <p style="text-align: center;">(公社)大阪産業資源循環協会ウェブサイト http://www.o-sanpai.or.jp</p>	
電子マニフェスト導入実務研修会	
令和元年10月30日(水) 10時00分～12時00分	大阪私学会館 3階 会議室 大阪市都島区網島町6-20
<p>電子マニフェストの仕組みと導入のメリットの説明、紙マニフェストから電子マニフェストへの円滑な移行方法、業界別の具体的な運用方法等を重点とした研修会です。参加費は会員、非会員ともに無料です。</p> <p style="text-align: center;">JWNETウェブサイト http://www.jwnet.or.jp/jwnet</p>	
電子マニフェスト操作体験セミナー	
令和元年11月13日(水) 10時00分、14時00分 令和元年11月13日(水) 10時00分、14時00分	大阪産業創造館 パソコン実習室 大阪市中央区本町1-4-5
<p>これから電子マニフェストの導入を検討されている方、導入して間もない方を対象に、電子マニフェストのデモシステムを使用し、基本的な操作方法をご説明いたします。パソコンを一人一台ご用意いたしますので、実際の画面を見ながら、操作性や電子マニフェスト利用のメリットを体験していただきます。参加費は会員、非会員ともに無料です。</p> <p style="text-align: center;">JWNETウェブサイト http://www.jwnet.or.jp/jwnet</p>	

新刊 紹介

産業廃棄物適正管理能力検定 公式テキスト 第4版

編著者 一般社団法人企業環境リスク解決機構

出版社：第一法規 定価：3,000円＋消費税 発行日：平成31年4月26日

一般社団法人企業環境リスク解決機構主催「産業廃棄物適正管理能力検定」の公式テキスト第4版。企業の産廃管理担当者が知っておくべき事項を網羅し、図表や事例、コラムなどを織り交ぜて、わかりやすく解説。「廃棄物担当者のバイブル」として公式テキストの域を超えて好評を得ている。



【特徴】

- ・廃棄物処理法を中心に、各種リサイクル法や特措法などの概要も網羅。
- ・記述の根拠となる条文や通知を多数引用。原典資料にさかのぼって調べやすい。
- ・法律には書いていない実務的な知識や、例外規定などを20のコラムで解説。

【構成】

- 第1章 廃棄物処理法を知る
- 第2章 廃棄物に関するリスク
- 第3章 産業廃棄物の委託基準
- 第4章 廃棄物の処理基準
- 第5章 廃棄物処理法で扱う廃棄物以外の規定と廃棄物処理法以外の規制や法令

産業廃棄物適正管理能力検定 公式問題集

編著者 産業廃棄物適正管理能力検定委員会

発行：一般社団法人企業環境リスク解決機構

定 価：2,000円＋消費税 発行日 平成31年4月1日



一般社団法人企業環境リスク解決機構主催「産業廃棄物適正管理能力検定」の公式問題集。検定試験受験を検討されている方や、ご自分の産廃知識を確かめたい方にお勧めの一冊です。

【特徴】

- ・産廃管理の重要ポイントを問う厳選50問。
- ・公式テキスト第4版に完全対応。
- ・キーポイントやコラムなど、検定対策のヒントを多数収録。

マニフェスト・スマートプラス

平成30年4月1日～平成31年7月末 無料体験期間（ご意見をお寄せ下さい）

提供開始のお知らせ

マニフェスト・スマートプラスなら
パソコン^{※1}を使ってこんなことが可能に！

✓ マニフェスト 管理

✓ 行政報告 関連文書管理

✓ 委託契約 作成期限管理

✓ 許可証 期限管理

システム利用料
今なら無料！^{※2}



マニフェストの取り扱いにこんなお悩みありませんか？
「マニフェスト・スマートプラス」が解決します！

Q 産業廃棄物の取り扱いが少ないけど大丈夫？

「マニフェスト・スマートプラス」は取り扱いが少量・少頻度の方に利用しやすいサービスです。

Q 導入したくても自分達だけではダメ？

排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者（最終処分業者）の3者が揃わなくても利用可能。どなたでもマニフェストのデータを管理できます。

Q データにするとセキュリティ面が心配...

独自に開発したアプリケーションを利用するので、ファイルは外部から安全に保護されます。^{※3}

Q 追加費用はかからない？

運用後のバージョンアップは無料です。変更な作業かつ追加費用はかかりません！

Q 将来は電子マニフェストを導入したいけど...

今後、EDI方式により電子マニフェスト情報処理センターJWNETに接続・登録予定です。^{※4}

お試しインストールのお申し込みはこちらから

http://www.zensanpairen.or.jp/manifest_plus/

*1 インターネットに接続されたパソコンが必要です。Microsoft Officeがインストールされている必要があります（現時点にて2016まで対応）。日本法人システムに制限はありません。OSはWindowsのみ対応（バージョンは問いません）。なお、Macでは動作しません。

*2 平成31年8月から利用料をお支払いいただきます。利用料は平成30年度末に公表します。

*3 入力・登録されたデータはクラウドサーバ上に保存されます。

*4 詳しい内容は届出のとこを決定です。

Member

会員紹介

Information

会社名	株式会社 総環		
住所	大阪府大阪市平野区瓜破南2-4-47		
代表者名	福田孝一	代表者役職	代表取締役会長
	福田猛志		代表取締役社長
従業員数	55名	会社設立日	平成2年8月28日



福田孝一

代表取締役会長

インタビュー

H I S T O R Y

本 社：大阪府大阪市平野区瓜破南 2 - 4 - 47
 事 業 内 容：産業廃棄物の中間処理業
 産業廃棄物の収集運搬業
 産業廃棄物の適正処理コンサルティング
 建材販売

U R L：http://www.soukan.jp/

沿革

平成2年8月：設立
 10月：産業廃棄物中間処理業の許可を取得（大阪市）
 平成6年12月：産業廃棄物収集運搬業の許可を取得（大阪府）
 平成18年2月：特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得（大阪府）
 平成22年9月：廃棄物再生事業者登録（大阪府）
 平成23年10月：熱回収施設設置者認定取得（大阪市）

焼却施設を含む多彩なプラントで 建設廃棄物を処理

— 御社事業の概要を教えてください。

福田：当社は建設系廃棄物を中心に、産業廃棄物の中間処理やリサイクルに取り組んでいます。市内最大級となる約4600坪の敷地と約1万6000㎡の保管容量を持つほか、焼却炉サーマルリサイクル発電プラント、混合廃棄物破碎選別プラント、コンクリート廃材破碎選別リサイクルプラント、風力選別プラントの4プラントを保有。収集運搬から破碎選別、焼却処分、再生砕石の販売まで、ワンストップでのトータル処理事業を展開しています。

特に高い評価をいただいているのは、コンクリートがらと混合廃棄物を一括で引き取り、同一敷地内で処分を行っていることですね。こうした処理を実現しているのは、大阪市内では唯一当社だけです。昨今の不法投棄問題やコンプライアンスの観点からも、同一の事業所内でワンストップ処理ができるという安心と信頼が、排出事業者の皆さんに選ばれている理由ではないでしょうか。

I N T E R V I E W

—多彩なプラントはどのような形で整備していったのでしょうか。

福田：そもそも、当社は1990年から産業廃棄物の中間処理業をスタートさせました。当時はいわゆるバブル期で、建設・解体工事が盛んに行われており、そこから発生するがれき類、特にコンクリートがらのリサイクル処理のニーズが高かったことを受けて、コンクリートの破碎選別による再生砕石事業を開始しました。

しかし、建設・解体工事の現場から排出される廃棄物はがれき類だけではなく、さまざまな品目の廃棄物が混載状態で持ち込まれることも多い。良質な再生砕石を生産するには精度の高い選別は必須ですし、木くずや紙くずなど可燃性のも別途処理が必要となります。そういった都度の必要を解決するべく、プラントを追加していったわけです。

なかでも、焼却発電プラントは当社最大の施設となっています。荏原製作所製の巡回流動床焼却炉（T I F 炉）で、処理能力は95 t / 日（24時間稼働）、処理対象は可燃性の建築廃材で、品目としては木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチックなどですね。炉内に充填した高温砂に空気を吹き込んで砂を流動状態にし、投入した廃棄物をムラなく熱分解する形式の炉で、熱媒体に砂を使うため土砂を含んだ廃棄物の処理に対応できる点が大きな特徴です。機械的な可動部がないため構造的に堅牢ですし、高温焼却と急速冷却によるダイオキシン類の削減、高度な排ガス処理設備を有するなど、高い環境性能を実現しています。もちろん、廃熱を利用したボイラータービンで1250kVAを発電しており、2010年には近畿圏で初となる熱回収施設設置者認定を大阪市からいただきました。

焼却処理によるサーマルリサイクルは、化石燃料などのエネルギー利用の削減、CO₂の削減に直結しますし、ゼロ・エミッションや循環型社会の実現に繋がる、当社の主力施設として活躍しています。



コンクリート廃材破碎選別プラント

コンクリートがらと混合廃棄物を一括処理

—改めて、全体の処理フローを教えてください。

福田：まず、受け入れた廃棄物は広大な敷地を活用して、環境負荷が極力掛からないよう徹底的に選別します。大きくは、マテリアルリサイクルできる物と当社施設で破碎する物の2種類ですね。破碎に関しては、破碎能力2500 t / 日を持つリンデマン製の大型破碎機「RO-25」を導入しており、高い切断力と軸トルクで、建設系混合廃棄物8品目（廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類）を確実に処理。破碎後はトロンメル選別に掛けて20mmアンダーのふるい下を風力選別ラインでさらに精選別し、有価物などの有用資源を徹底的に選別します。

コンクリートがらについては、処理能力3000 t / 日を誇る破碎選別リサイクルプラントで処理し、再生砕石を製造しています。大型のジョークラッシャーによる破碎やインパクトクラッシャーによる二次破碎に加え、都度の磁選や手選別で異物を除去しており、がれきのリサイクル率は100%となっています。各工程から出た可燃性物は焼却炉で処理して発電。発電した電力は自家エネルギーに再利用する形となっています。

先ほども申し上げましたが、コンクリートがらのリサイクル処理と混合廃棄物のサーマルリサイクル焼却を一括で受け入れしているのは、大阪市内では当社だけです。昨今では、解体系木くずや廃プラスチックの処理先が狭まっている状況もあり、焼却施設を持つ当社への引き合いは強いものがあります。こうした点や4つのプラントを駆使できることを強みに、今後も排出事業者の皆さんに安心を提供していけるよう、努力していきたいと思っております。

INTERVIEW

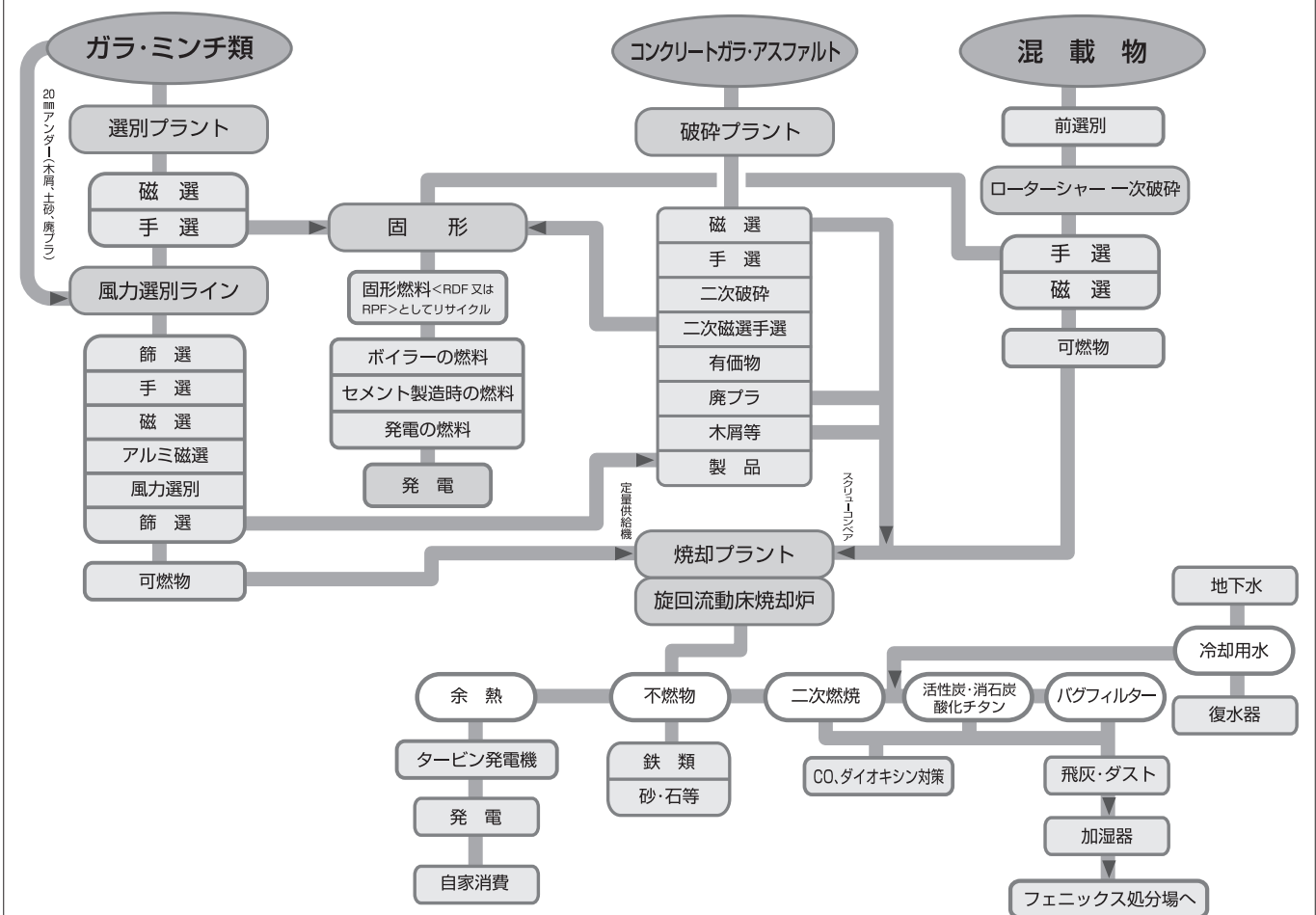
—処理施設だけでなく、収集運搬などの車両も充実していますね。

福田：収集運搬車両に関しては、2 tユニック車、2 tコンテナ車、4 tコンテナ車、4 tパッカー車、10 tダンプ車を保有しており、要望や現場の状況に応じて最適な車種を迅速に手配できる体制を整えています。

場内で使用している重機類は、油圧ショベルやホイールローダーなど13台を保有しています。うち6台の油圧ショベルは、近々での更新を予定しています。現在使用中のものも決して古くはありませんが、導入からすでに4年が経過しており、その間にも排ガス性能は飛躍的に進歩しています。最新車種に更新することでCO₂排出抑制や燃費向上を図り、環境事業者として環境負荷の低減に微力ながらも貢献できるのではないかと。また、新車の購入となれば、オペレーターの愛車精神の向上につながり、仕事へのモチベーションもアップしますし、安全運転・安全作業にも良い影響を与えることと思います。

このほか、電子マニフェストにはすでに対応しており、今後は顧客管理システムとレジのキャッシュ連動化も計画中です。昨今は建設系廃棄物の処理ニーズは高く、当社にも多くの搬入車両がいらっやいますから、待たせずにスムーズな受け入れが可能な体制を構築中です。産廃を効率よくシステムティックに処理することで、排出側と当社側双方の負担を軽減していきたいですね。

産業廃棄物総合処理フローチャート



I N T E R V I E W

プロフェッショナルとして安定処理の継続を

——労働安全衛生や、従業員教育との取り組みは？

福田：安全衛生に関する取り組みとしては、毎月実施している安全衛生委員会において、安全作業向上を目的とした会議を開催。また、専属の産業医を迎え、健康診断結果による面談を随時行っています。従業員教育では、いわゆる「ハインリッヒの法則」に基づく労働災害防止対策を行っているほか、ストレス解消のためのストレッチなども取り入れました。

ただ、これは業界共通の課題ではありますが、人材不足……特にドライバーが不足していることは否めません。地元雇用などを進めていますが、安定した人材確保には課題が残ります。当社では、例えば選別ラインの人員を全員正社員として雇用しているほか、新人には全ての現場を経験させて全社的な意識を持つよう指導するなど、継続して人材の育成と確保に努力を払っていきます。



従業員の皆さま

——今後の抱負をお願いします。

福田：現在、建設系廃棄物を扱っている事業者においては、コンクリートがらの飽和状態が続いています。当社でもその状況に変わりはありませんが、がれき処理のプロフェッショナルとして先陣を切って取り組んでいる事業者として、受け入れ停止などの緊急事態は絶対に回避しなければなりません。今後も安定した受け入れと処理に邁進するべく設備の増強や拡張を進め、より高品質な環境事業に取り組んでいきたいと思えます。



焼却炉サーマルリサイクル発電プラントをバックに福田英克営業課長（真ん中）と訪問した組織広報委員会メンバー

I N T E R V I E W

わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

氏 名	西 村 俊 光
所 属	産廃選別
自己紹介	<p>私は1991年生まれで、今年で28歳になります。総環に入ってちょうど4年になります。前職はユニバーサルスタジオジャパンで舞台演出やイベントの業務に就いておりましたが、昔から環境事業に興味があり、(株)総環への入社を決意しました。廃棄物のことはそれまで何も知らなかったのですが、地球を守るエコ活動の仕事に関われていることに誇りを持って仕事をしています。</p> <p>現在は検品・選別・ペーローダーを担当していますが、重機免許も会社の免許取得補助システムを使ってとることが出来ました。</p> <p>産業廃棄物の選別は重機による選別が必要不可欠です。今後はより多くの重機（フォークやバケツ）に乗りこなし、現場のオペレーション、業務フローの改善も行っていきたいと思っています。</p>

会社から
の一言

西村君は若手ながら他の従業員からの人望も厚く、弊社の中堅どころとして無くてはならない存在です。

弊社ではペーローダーを混載廃棄物及びコンガラの両方の廃棄物押込み時に使用しますので、現在のプラントの状況で瞬時に把握し、効率よく重機を操縦することが必要となる非常に重要なセクションです。他の重機や人の邪魔にならないよう安全かつスピーディーにいつも動いているのが印象的です。

また、検品も対応してくれていますが、初めてのお客様でも、彼の素晴らしい爽やかな笑顔で、いつも丁寧な誘導・廃棄物の説明をしてくれています。あまり、廃棄物を捨てたことの無いお客様に端的な言葉で出来るだけ分かりやすく説明することは非常に高いスキルが必要です。相手の立場に立って行動できる彼だからこそです。

また、現場からの意見を吸い上げ、かつ自分自身の意見も積極的に上げれる、芯の強い部分も持ち合わせています。現場と会社本部との距離感が広がってしまいがちな産廃業界の中で、出来るだけ距離を無くせるよう行動してくれる彼の姿勢。互いに歩み寄って一致団結して環境活動に取り組んでいきたいと、いつも襟を正してくれる我が社の期待のホープであります。

私生活では、最近素晴らしい奥様と一緒にいられたので、これから益々、会社を第一線で引っ張ってくれることを期待しております。

Clean Life

クリーンライフ

HPでご覧頂けます
<http://www.o-sanpai.or.jp/>

BACK 2019年12月号 産業資源循環の推進に関する提言
 2020年1月号 有害使用済機器の保管等に関するガイドライン
 2020年2月号 廃棄物処理法改正案
 2020年3月号 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト
 2020年4月号 水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行令等の改正概要について
 2020年5月号 食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル
 2020年6月号 待ったなし！ 加速するPCB廃棄物の処理
 2020年7月号 第3回さんばいフォーラム 終了報告
 2020年8月号 第3回さんばいフォーラム 終了報告
 2020年9月号 平成29年改正廃棄物処理法Q&A集
 2020年10月号 これからのプラスチック・リサイクル
 2020年11月号 振興方策に関する提言
 2020年12月号 産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会

●食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル




第66号 (平成28年9月14日発行)

●待ったなし！ 加速するPCB廃棄物の処理



第67号 (平成28年11月25日発行)

① 第1回さんばいフォーラム (MAMORU) 終了報告
 ② 廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)
 ③ 産業廃棄物処理の現地確認




第68号 (平成29年3月25日発行)

① 廃棄物処理法改正案 (平成29年3月10日閣議決定)
 ② 廃棄物処理法施行規則改正 (平成28年4月28日公布)



第69号 (平成29年6月9日発行)

① 水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行令等の改正概要について
 ② 食品廃棄物の不正転売事案について (総括)
 ③ 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト




第70号 (平成29年9月26日発行)

産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言
 平成29年3月 環境省
 産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会




第71号 (平成29年12月1日発行)

① 第2回さんばいフォーラム (MEGURU) 終了報告
 ② 廃棄物処理法施行令の改正
 ③ パーゼル法施行令の改正



第72号 (平成30年3月26日発行)

●有害使用済機器の保管等に関するガイドライン
 (第1版)平成30年3月環境省



第73号 (平成30年6月11日発行)

●平成29年改正廃棄物処理法Q&A集



第74号 (平成30年9月28日発行)

●これからのプラスチック・リサイクル



第75号 (平成30年12月21日発行)

① 第3回さんばいフォーラム 終了報告 (KAWARU)
 ② 経営者セミナー(産廃処理業者が語るシリーズ) 終了報告



第76号 (平成31年3月26日発行)

連絡先：公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会の

分かりやすく
コンパクト**必携の一冊****よくわかるシリーズ1**

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠なマニフェストのしくみを分かりやすく解説！本冊子ではマニフェストの書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末にはマニフェストについてよく質問される事柄をQ & A方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。

**よくわかるシリーズ2**

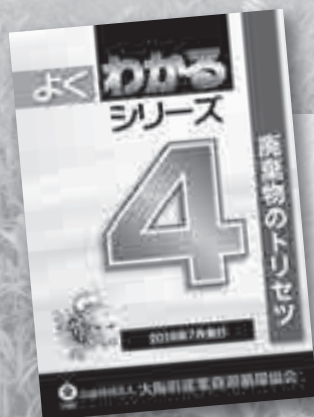
産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄をQ & A方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。

**よくわかるシリーズ3**

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項をQ & A方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。

**よくわかるシリーズ4**

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の種類の何になるのか？など廃棄物の適正処理の基本となる判断基準を中心に解説。廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。



廃棄物法制等普及促進シリーズ

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 1
● 通知で見る廃棄物処理法



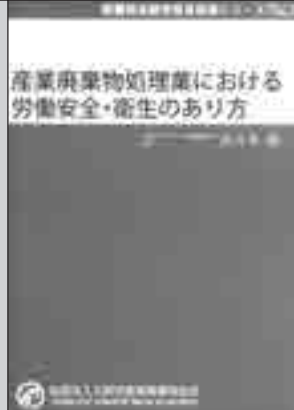
2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 2
● 産業廃棄物処理業の
経理的基礎のあり方



2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 3
● 産業廃棄物処理業における
労働安全・衛生のあり方



2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 4
● 産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析



初版 2011年12月1日発行 第2版 2015年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 5
● 廃棄物収集作業マニュアル



初版 2012年5月1日発行 第3版 2019年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 6
● 循環資源市場実態レポート



2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 7
● 産業廃棄物埋立処分場の
公共関与のあり方



2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 8
● 汚染土壌処理の
法規と実態



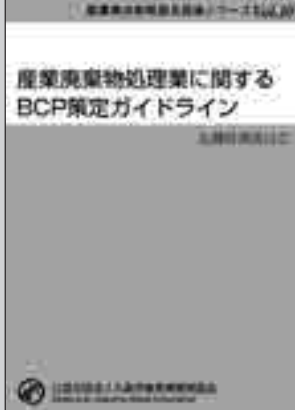
2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 9
● 廃棄物の定義と事業者の
特定に関するFAQ



2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 10
● 産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン



2014年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 11
● 地域における3R社会の未来
(地球環境保全のための3R推進フォーラム実施報告書)



2016年11月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 12
● 廃棄物処理先進事例
調査報告書



2017年12月1日発行



編集後記

令和

私はサーフィンが大好きです。

一昔前までサーファーのイメージは遊び人とか、女遊びの場だったり(笑)

茶髪、ガン黒、仕事も適当、何にも貢献していない脱社会的な雰囲気を醸し出し良いイメージが無かったように思います。未だにチャライ人いますが…(笑)

満潮・干潮、大潮・小潮、風向き…自然のコンディションに合わせて遊び、どのスポーツよりも一番「ゴミ問題」や「環境社会問題」に関心を持ってると思っています。地形の変化にも敏感で、率先してビーチクリーンをし、障がいをお持ちの方たちにも海を楽しめる環境作りをしたり、サーフポイントの住民の方とのコミュニケーションも大切にします。

真面目なサーファーは…(笑)

ポイントごとの海のルールを教えても守れない人はそのポイントには入水出来なくなります。これはサーファーの世界で当たり前です。

所謂、出禁…(笑)

オリンピック競技となったこともあり、サーフ人口は増えサーフィンが恰好良い遊びからスポーツへと見え方に代わり、サーファーの言動に少しは注目されるようになっていると思います。

御商売も似ているところがあるなど感じます。

天災国の日本。天災が市況を動かし、生業が変わる。

何かを産みだす業界と思われていなかった、怖いイメージだった我々業界が、3 R・SDGs等新しい言葉が生まれ、素晴らしい技術をお持ちの方々のおかげでイメージが変わり、必要とされる。お客様とのコミュニケーションを大切にします。

ルールを守らない人たちの御商売が立ち行かなくなるのは、サーフィンとなんら変わらないなど感じております。

天地自然の理。

要は、難しいことがよくわからない私としては、お手本は「自然」。

新しい時代も、女性の観点で、御商売もサーフィンもこつこつ丁寧に・ひと様の為になれるよう精進していきたいと思っております。

以下引用→「令和」人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ。

梅の花のように、日本人が明日への希望を咲かせる国でありますように🍡🍡

(北本)

G20 大阪サミット開催に伴う 交通規制の対策について

G20大阪サミット開催に伴い、6月27日～30日の4日間に、大阪府内の高速道路や一般道路で大規模な通行止め規制が実施されます。また、通行止め以外の道路でも渋滞が予想されます。マニフェストを円滑にお届けするために、下記のとおり一時発送を休止致します。また、会期中の講習会を受講される方におかれましても、会場（大阪私学会館）付近でも交通規制が大阪府警から発表されておりますので、ご注意ください。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

マニフェストの発送について

- 6月27日(木)、28日(金)の2日間は発送を休止させていただきます。
- 6月27日～30日前後の期間中は、配達日の指定はできません。また、お届けに遅延が発生する可能性があります。余裕をもって発注していただけます様、お願い致します。

※お急ぎの場合は、電車（最寄駅：地下鉄谷町四丁目駅）をご利用のうえ当協会窓口でご購入下さい。当協会も大阪市中心部にありますので、事務局付近の道路も渋滞することが予想されます。

6月26日～27日開催の新規収集運搬講習会を受講される方へ

- 会場の大阪私学会館周辺の一般道路でも交通規制が実施されます。
- 会場にお越しの際は、絶対に車ではご来場しないで、電車（JR、京阪電車）をご利用ください。

※講義開始より30分以上遅刻した場合は、受講できません。

Clean Life vol.77

編集 公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
組織広報委員会

委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
副委員長	高好健二
委員	尾崎正孝
委員	片渕則人
委員	北本かおり
委員	渋谷和義
委員	高田実佐大
委員	平尾道哉
委員	福田勝
事務局	福原睦美

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会







近畿地区 2019年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間 受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
2019年 4月					大阪会場：26日		大阪会場：25日
5月	京都会場： 9日～10日 兵庫会場： 14日～15日				兵庫会場：10日 京都会場：22日		兵庫会場：9日 京都会場：21日
6月	奈良会場： 18日～19日 大阪会場： 26日～27日				奈良会場：21日	京都会場： 12日～13日	奈良会場：20日
7月			兵庫会場： 3日～5日		兵庫会場：24日 京都会場：25日 大阪会場：31日		兵庫会場：23日 大阪会場：30日
8月	和歌山会場： 7日～8日	兵庫会場： 27日～30日			滋賀会場：2日		滋賀会場：1日
9月	京都会場： 11日～12日 兵庫会場： 25日～26日 大阪会場： 26日～27日				大阪会場：12日 和歌山会場：19日 兵庫会場：27日	兵庫会場： 10日～11日	大阪会場：11日 和歌山会場：18日
10月					京都会場：29日		大阪会場：9日
11月	滋賀会場： 14日～15日			大阪会場： 18日～22日	奈良会場：22日 大阪会場：27日		大阪会場：26日
12月	大阪会場： 11日～12日				兵庫会場：18日	大阪会場： 18日～19日	兵庫会場：17日
2020年 1月	兵庫会場： 15日～16日				大阪会場：23日		大阪会場：22日
2月	大阪会場： 5日～6日 京都会場： 26日～27日		大阪会場： 18日～20日		滋賀会場：14日 和歌山会場：20日 兵庫会場：27日		滋賀会場：13日 兵庫会場：26日
3月		京都会場： 3日～6日			大阪会場：5日 京都会場：12日		大阪会場：4日 京都会場：11日

(※1) 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は4日間となります。

(※2) 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は5日間となります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場	大阪会場	奈良会場
 (一社) 滋賀県産業資源循環協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL: 077(521)2550 (こうぜんビル2階)	 (公社) 大阪府産業資源循環協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL: 06(6943)4016 (大江ビル3階)	 (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒634-0063 奈良県橿原市久米町652-2 TEL: 0744(48)0077 (橿原市商工経済会館2階)
京都会場	兵庫会場	和歌山会場
 (公社) 京都府産業資源循環協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL: 075(694)3402 (Johnsonビル2階)	 (一社) 兵庫県産業資源循環協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 TEL: 078(381)7464 (日栄ビル3階)	 (一社) 和歌山県産業資源循環協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL: 073(435)5600 (酒直ビル1階)

Clean Life vol.77

クリーンライフ

第77号

令和元年6月11日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業資源循環協会

〒540-0011

大阪市中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 片 瀧 昭 人
組織広報委員長 濱 田 篤 介